

令和4年色麻町議会定例会3月会議会議録(第4号)

令和4年3月9日(水曜日)午前10時00分開議

出席議員 13名

1番	大内直子君	2番	佐藤忍君
3番	相原和洋君	4番	白井幸吉君
5番	河野諭君	6番	小川一男君
7番	佐藤貞善君	8番	工藤昭憲君
9番	今野公勇君	10番	天野秀実君
11番	山田康雄君	12番	福田弘君
13番	中山哲君		

欠席議員 なし

欠員 なし

会議録署名議員

9番 今野公勇君 11番 山田康雄君

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	早坂利悦君
副町長	山吹昭典君
総務課長	鶴谷康君
企画情報課長	菅原伸一郎君
町民生活課長	今野和則君
税務課長兼総合徴収対策室長	遠藤洋君
保健福祉課長兼地域包括支援センター所長	浅野裕君
子育て支援室長	今野健君
会計管理者兼会計課長	岩崎寿裕君
産業振興課長兼愛宕山公園管理事務所長	山田栄男君
建設水道課長	渡邊勝男君
色麻保育所長	花谷千佳子君

清水保育所長	千 葉 浩 君
教育長	半 田 宏 史 君
教育総務課長兼学校給食 センター所長	竹 荒 弘 君
社会教育課長兼公民館長 兼農村環境改善センター 所長	山 崎 長 寿 君
農業委員会事務局長	高 橋 康 起 君
代表監査委員	早 坂 仁 一 君

職務のため議場に出席した者の職氏名

議会事務局長	高 橋 正 彦 君
書 記	小 松 英 明 君

議事日程 第4号

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

午前10時00分 開議

○議長（中山 哲君） 御参集御苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は12名、欠席議員は1名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、議長として次の報告をいたします。

本日の議事日程は、議員各位のお手元に配付したとおりであります。

地方自治法第121条第1項の規定により、会議事件説明のため出席を求めた者、前日と同様であります。

職務のため議場に出席した者、議会事務局長及び書記であります。

次に、陳情書の受理について申し上げます。

昨日3月8日に陳情書1か件を受理しております。その写しを議員各位のお手元に配付しておりますので、御覧いただきたいと思います。

内容は、陳情第1号国民の祝日「海の日」を7月20日に固定化する意見書を提出いただきました件であります。

なお、この陳情書について、紹介議員もありませんので配付にとどめておきますが、議員各位におかれましては、内容を十分に御検討いただき、趣旨に賛同の場合は意見書等を発議して、所定の賛成者とともに3月会議中に議会に提出されるよう議長としてお願いをしておきます。

以上をもちまして、議長としての諸般の報告を終わります。

これより本日の日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（中山 哲君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、議長において、9番今野公勇議員、11番山田康雄議員の両議員を指名いたします。

日程第2 一般質問

○議長（中山 哲君） 日程第2、一般質問を行います。

前日に引き続き、一般質問を継続いたします。

次に、6番小川一男議員の一般質問の発言を許可いたします。一般質問席にて発言をお願いいたします。小川一男議員。

〔6番 小川一男君 登壇〕

○6番（小川一男君） それでは、ただいま一般質問しますが、その前に先般、議会事務局が企画した質問、質疑等の在り方の研修会は、大変有意義な研修会でした。今後もより一層、質問力の充実に努めたいと思っております。さらに、長い、くどい、伝わらない質問は、極力避けたいと思います。

それでは、通告しております公務災害と労働災害について質問いたします。

令和3年4月から、4月1日から令和4年2月18日まで、この18日は、通告期限が18日だったのでそのように期間を設定しましたが、公務災害並びに労働災害に関し、下記事項について説明します。通告書に基づきまして各項目を質問いたします。

まず初めに、期間中における災害件数。ちなみに、正職員は公務災害、会計年度職員は労働災害に、つまり2分割されているようですので、あえてここで2項目挙げて件数の内容について伺います。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 小川一男議員の質問に答えたいと思います。

まず公務災害、いわゆる正職員の災害件数でありますけれども、令和3年度中における公務災害発生件数は産業振興課職員による1件であり、4日以上 of 休業を伴う死傷病事故の発生件数はございませんでした。

また、労働災害ですけれども、会計年度職員が該当しますけれども、会計年度職員の

労働災害の発生件数は、建設水道課職員による1件、産業振興課職員による1件、清水保育所職員による1件の3件であり、この3件の被災職員はいずれも4日以上 of 休業を取得しております。

以上でございます。

○議長（中山 哲君） 小川一男議員。

○6番（小川一男君） ただいま説明いただきましたが、会計年度職員の労働災害、これは令和元年、令和2年と比較してどのようになっているのか、その点について伺います。

○議長（中山 哲君） 総務課長。

○総務課長（鶴谷 康君） 会計年度任用職員の令和元年度につきましてはゼロ件、令和2年度につきましては1件という数字になっております。

○議長（中山 哲君） 小川一男議員。

○6番（小川一男君） 私が今回質問したのは、今総務課長から話ありましたけれども、今回は特に多い。よって、さらに重大な災害ではないかという観点から、今質問しております。

それでは次に、具体的に、先ほど町長から説明がありましたが、産業振興課の災害、まず初めに災害の原因及び発生状況について伺います。

○議長（中山 哲君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼愛宕山公園管理事務所長（山田栄男君） お答えいたします。

産業振興課における会計年度職員、この職員については林野作業員1名で、1件の作業中における災害がありました。

発生状況につきましては、令和3年10月22日金曜日でありましたが、午前11時10分頃、林野作業員4人で防火管理道の草刈りを行っている最中の災害でありました。防火管理道の低木の除去、いわゆる刈り払い作業を行っておったんですが、同僚の刈り払い機の刃が低木の根元に挟まりまして、機械が動かなくなったということで、近くにいた作業員がその刈り払い機の刃を抜こうとして、自分自身の刈り払い機のエンジンを切って、それを地面に置いて救出に向かったんですが、その地面に置いた草刈り機の刃がまだ回転している状況でありまして、完全に止まっていない状況の中で、右側の胸部、これを負傷したものでございます。

原因といたしましては、その機械が完全に止まっていることを確認しなかったことと、それから刈り払い機の置く場所の誤りというか、安全なところに置くことを怠ってしまったということによる災害でございました。

○議長（中山 哲君） 小川一男議員。

○6番（小川一男君） 続きまして、その災害について、再発防止対策等はどのように講じられたのか。

○議長（中山 哲君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼愛宕山公園管理事務所長（山田栄男君） お答えいたします。

発生日時が金曜日でございましたので、金曜日の午前中ということで、けがした方の

その手当て云々で対応いたしまして、週明けの月曜日、全員、役場のほうの会議室において、その災害の発生について、なぜ起きたのか、それから、どのようにすればその災害を防げたかということ全員で話し合いながら、なおかつ、担当からもその災害の防止についての勉強会、研修会を実施したということでございます。

なお、それ以降、毎朝のミーティングにおいて、災害の喚起を図っているというような状況でございます。

○議長（中山 哲君） 小川一男議員。

○6番（小川一男君） 続いて、建設水道課の災害、それも同じく原因と発生状況について伺います。

○議長（中山 哲君） 建設水道課長。

○建設水道課長（渡邊勝男君） お答えいたします。

日時といたしまして、令和3年8月18日でございます。9時20分頃だったんですけども、県から拝借しております草刈り機、乗用式なんでございますが、それを地区、上高城地区ということだったんでございますが、それを目的地に運ぶためにダンプトラックに積み込もうとした際に、ブリッジかけているんですけども、そのブリッジが揺れてしまいまして、上に乗せる途中で外れてしまいまして、機械ごと落ちてしまいまして、右胸部なんでございますけれども、それをですね、操作レバーがありますけれども、その操作レバーを右胸部に打ちつけてしまいまして、けがをしたということでございます。

原因といたしましては、運搬に使用してございました、普通ですとユニック車を使っておったんでございますけれども、そのユニック車がほかの課で使っていたということでございます。そのユニック車がないがために、ダンプトラックのほうに積んで運搬しようということございました。ダンプトラックには安定させる補助的な、バウンドさせないための補助脚というものがございませんでしたので、それが原因で積込み時に揺れてしまいまして、外れて落ちて、けがをしてしまったということでございます。

再発防止策ということでございますけれども。（「課長」の声あり）

以上でございます。すみません。

○議長（中山 哲君） 小川一男議員。

○6番（小川一男君） よろしいですか。通告してます災害防止対策等について伺います。

○議長（中山 哲君） 建設水道課長。

○建設水道課長（渡邊勝男君） 大変失礼しました。

防止策といたしましては、そのようにダンプトラックでございますと、どうしても揺れてしまいますので、ダンプトラックによる運搬はさせないということでございます。

また、同じユニック車でも、どうしても外れる可能性がございますので、必ず1人で荷台につけるといようなことはさせないようにしまして、必ず2人なり3人で見張り役をつけて荷台につけるといような形で対応させていただいております。

今後も発生しないように、安全確認ということ必ず2人で、複数人ですね、作業す

るというふうなことで対応させていただいております。

以上でございます。

○議長（中山 哲君） 小川一男議員。

○6番（小川一男君） ただいま産業振興課並びに建設水道課から災害の状況、対策等を説明いただきましたが、これは大変厳しい状況下にあると思うんですが、この程度で収まったから私はよかったのではないかなと。ということは、一步間違えれば、大変重大な災害事故に該当するのではないかなと私は認識してます。

それで、よくこのくらいの事故で済んだのが幸いなんですが、何か本を読みますと法則がありまして、重大な事故1個に対して、軽微な事故29、ヒヤリ・ハット300ということがあるんですが、ここで対策云々で各担当課長が言いましたが、それは内部、課内の対策なのか。というのは、時系列に見ますと、建設水道課では8月18日発生して、その後、10月、箇所、部署は別ですが、色麻町職員、会計年度職員、担当課はいろいろあるんですけれども、こういうのは安衛法に基づいて徹底的に共通して対応しなければならないのではないかと私は思っています。そういう管理体制について、町長どのようにお考えか伺います。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 御指摘のとおりでありまして、まずもって職員の気の緩みを締めるということに徹底をさせたいと思います。以後、こういうことのないように、しっかりと管理監督をしていきたいと思えます。

○議長（中山 哲君） 小川一男議員。

○6番（小川一男君） 町長自ら管理監督、最高責任者ですからそれは当然ですが、何か町長は、並びに副町長は、人がよ過ぎるのではないかなと私は思っています。町長就任時のときに、ここでも話題、質疑ありましたが、自分、自分に対して職員が意にそぐわない場合は辞してもいい。その旨話し、自らの色麻町の在り方に、あるいは職員管理について意思表示されました。

それから、その意思で2期目を迎えたと思うんですが、いかんせん、35の市町村の点検、手腕という形で、手腕点検で、ここで見ますと、どの幹部がインタビューに答えたか分かりませんが、トップダウンとボトムアップの中間。言葉は大変きれいですが、あまり曖昧模糊ではないかなと私は思います。

よって、最高責任者である町長であれば、副町長であれば、もう少し職員管理、それを徹底すべきではないかなと私は思いますが、今の町長の説明だけではこの重大な事故について全然対策には私はなっていないと思うんですが、再度説明をお願いします。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 毎月、課長会、定例の課長会があるわけですけれども、総務課長のほうからも、このことについてはいつも厳しく課長のほうに話はしておられます。そういう中で、なお、私ももう少し、目を配るところが足りなかったかもしれませんので、そういう点については反省をしながら、こういう事故のないように、以後、気をつけた

いというふうに思います。

○議長（中山 哲君） 小川一男議員。

○6番（小川一男君） 町長が令和4年度の施政方針で、行政改革で、31年作成した行政改革大綱、それに基づいて実施計画が元年度から5年度まであるんですが、これはあまりにも抽象的で、さらにその下に、この行政改革で町長、副町長、給料減額云々。それは自主的にやったということなんでしょうけれども、これが果たして行政改革なのかどうか。私はやはり町民あるいは色麻町を考えるのであれば、もらうべきものはもらって、やるべきことはやるのが筋ではないかなと思われま。

確かに20%が10%、10%が5%、計算しますと大体百七十四、五万だと思んですが、私はこういうのが行政改革ではなく、もっと職員間の情報の共有とか、意思の疎通、そういうのを図るべきであって、さらに言いますと、時間外の問題も。何のために時間外で勤務しているか。そういう職員の管理をもう少し内部的に。外部的には、いろんな形でトップセールス云々ということは分かるんですが、やっぱり基礎固め、そういうことをやるべきではないかなと思われま。

さらには、ここに平成17年にまとめた行政運営、それには昔と違って2つプラスになってますが、人、物、金、情報、時間、それはいいです。でも、しょせんそれは人間がコントロールしなきゃならないわけですね。人間ということは職員であり、会計年度職員であれ、正職員であれ、そういう人事管理、労務管理を徹底しないと。

町長、あなたが減額して、このくらい私は減額して胸を張っている。そういう意味ではないと思われまますが、その点について説明を求めま。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 人がいいって言われると、これは褒めだったのだから、けなさったんだか、ちょっと分かりませんが、悪いよりはいいほうがいいのかなと思うところもありますし、町長という立場の中で果たしてそれがいいか悪いは、そういうこともあるんだろうと思われまが。

確かにさっき言ったように、十分目が届いていないというところもあったと思われま。あるいは自分の神経がそっちのほうに十分行っていなかったということもあったと思われまし、指摘されたことについてはそのとおりかと思われま。

この報酬の減額関係についても、現在、こういうコロナの状況なり、そういう社会情勢の中で、大分厳しい、町民の皆さんが厳しい状況の中で今生活なされているということを踏まえながら、それでは、私らも少しずつではありますけれども報酬を減額をしながら、そういう姿勢をやっぴり見せなくちゃならないという思いもございま。決して減額をしたから仕事も減額しているということではなくて、与えられた仕事については減額されようが、しょうがしまいが精いっぱいやりたいと、そういうふうには思われま。

なお、職員の人事管理についても、これは副町長、総務課長を中心にしっかりやっっているというふうには思われまが、指摘されましたことについては、時間外勤

務なりそういうことについても、常々総務課長のほうから指導されているようだけれども、今指摘されたということは十分でなかったのかなというふうにも思いますので、反省をしながらしっかりと考えていきたいと思います。

○議長（中山 哲君） 小川一男議員。

○6番（小川一男君） この災害に関して再発防止対策、各課で説明が先ほどありましたが、果たしてどのくらい情報を共有しているのか。通り一遍ではないのか。その辺ここに監督署に提出するような書類という形で発生状況、再発防止、それから対策の実施時期等、労働者への周知徹底並びに定着状況。ただ、ミーティングを開いて云々だけでは、これはどうしようもない。情報を共有しているだけではない。ただ、話しているだけ。

各課に行くと、報・連・相という文字が、3文字が並んでいるんですが、報・連・相というのは3つの行為をしなければ成り立たないわけですよ。それよりも色麻学園にある凡事徹底のほうはずっと、掲げている言葉として私はいいと思います。名前だけ報・連・相という形で掲げてあっても、それを機能しなければ、情報を共有しなければ、全然意味がないです。それよりも凡事徹底、いちずにそのことをやるということが、こういう災害の面でも必要ではないかなと私は思われますが、担当した産業振興課長並びに建設水道課長の御所見をお伺いします。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 私の部下ということになりますので、そういうことについてもさっき申し上げたとおりでありますので、私も言ってみれば管理不行き届きという点もございまして反省をしながら、今指摘されたことについては二度と起きないようにしっかりと管理をしていきたいと。また、その担当しております課長にも、よく申しつけをしておきたいと思います。

○議長（中山 哲君） 小川一男議員。

○6番（小川一男君） いや、町長に質問して、町長自らがそういう形で半ば平身低頭で説明を受けると、私も前向きな質問ができなくなるんですが。

続きまして、自動車事故に、自動車による事故ですね、これは通勤災害も含んで、まず初めに発生件数について伺います。

○議長（中山 哲君） 総務課長。

○総務課長（鶴谷 康君） 3年4月1日から本日までということでお答えしますが、いずれも勤務時間中の事故ということで、4件発生してございます。

以上です。

○議長（中山 哲君） 小川一男議員。

○6番（小川一男君） これも令和元年、2年と対比した場合、どのような状況になっているのか。今、把握できるのであれば、お知らせ願いたいんですが。

○議長（中山 哲君） 総務課長。

○総務課長（鶴谷 康君） すみません。ちょっと2年、元年のデータ、今手元にないので、すみませんが。

○議長（中山 哲君） 小川議員、それない。

暫時休憩いたします。

午前10時30分 休憩

午前10時34分 再開

○議長（中山 哲君） 休憩を閉じて会議を開きます。

休憩前に引き続き、一般質問を続けます。6番小川一男議員。

○6番（小川一男君） ただいま課長から業務災害ということで4件、期間中に発生したとの説明がありました。この自動車による交通事故、それに対する再防止対策等を講じていると当然と思いますが、どのような再発防止対策を講じたのか伺います。

○議長（中山 哲君） 総務課長。

○総務課長（鶴谷 康君） 賠償が発生した場合は、皆様の議決がないとその賠償がすることができないということで、何件かこれまでも単行議案として議題に上げさせていただいて御可決を賜っておりますが、その際の質疑の段階等でもいろいろと御答弁をさせていただいておりますが。

まず、交通ルールの再確認をするということが大前提ではあるんですけども、若手職員、除雪作業に従事する職員などを対象にですね、加美警察署の交通課の職員の方を講師といたしまして、交通安全講習会というのは、これ、毎年度開催しております。

今年につきましては、今年度、3年度につきましては、全職員を対象に、いつでも全職員は対象なんですけれども、なかなか全職員がある一定時間、2時間、3時間の講習に一気に参加することはなかなかちょっと難しいものですから。皆さんも免許の更新のときに、免許が出来上がるまで二、三十分、ビデオを見た経験あるかと思うんですが、あのビデオの上映を2本、今回、運転マナーとか、事故への警告ヒヤリ・ハットという題、タイトルのビデオを県の安全協会からお借りしまして、3日間設定して、その3日間の中で1日のうち10こま、10こまぐらいいたしか指定したかと思うんですが。その自分の好きな時間にそれを必ず鑑賞してくださいということで、11月8日から10日までの3日間、ずっとそのビデオを上映し続けて、皆さんに見てもらったというようなことで、この辺の実際の交通事故のシーンとか、交通事故の悲惨さを実感していただいて、日々の運転の注意を促したというようなことをやりました。今年初めてこのようなことをやったんですが、年間2回ぐらいずつ今後はやっていきたいなというふうに思っています。それによりまして、安全運転の意識の向上とか、交通事故の再発防止ということにつながればいいのかなというふうに思っております。

今年の交通安全の講習会、大体40名前後くらい毎年受講してるんですけども、今回のこの啓発動画については、3日間で206名が視聴しているというようなことがありますので、これ、半年に1回ぐらいずつやっていけば、忘れた頃にまた思い出して、その

事故防止とかにつながるのではないかという思いで、これからはこのような方向でやっていこうかなということで考えています。対策としては、今までは以上のことをやってきております。

以上でございます。

○議長（中山 哲君） 小川一男議員。

○6番（小川一男君） 以上、私は一応通告した関連で説明は伺ったんですが、この公務災害並びに労務災害について、もう少し緊張を持って冷静沈着であれば、あるいは情報の共有化があれば防げた、防止できたのではないかなと思われる点もあると私は認識しています。

先ほど私も言いましたけれども、重大事故の前にもう既に予兆、そういうのが当然あると思うんです。それを未然に防止、対策しなければ、結果的に重大な事故。私はこの2件取り上げましたけれども、監督署サイドから見れば、8月、12月、立て続けに色麻町で事故が起きているっていうことは、先ほど言いましたけれども、安衛法、労働安全衛生法から見れば、全然認識していないんじゃないか。事故の内容は別といたしましてもですよ。安衛法に対する認識、知識の欠如、体制がなっていないという指摘にされてもしょうがない結果ではなかったかと私は思っています。

本当に何回も言いますが、幸い説明のあった状況で済んだということですが、ここで表面にこういう形で、職員の気の緩みが災害という形で表面化しているんですが、逆に言えば普通の業務、通常業務でもこういうのが必ず発生していると私は思っています。これは災害として表面化したのであって、そのくらい職員間同士が情報の共有、特に幹部、課長クラスが中間管理職としての立場を職員に徹底図ってやらなければ、幾ら口頭で監督署にきれいな報告書を書いたって、全然意味はなさないと思っています。

さらに、その最高責任者である町長、副町長がなおさら、今うちの職員、正職員定数120なんでしょうけれども、100と84の会計年度職員、200近くの職員がいるわけです。やはり色麻町のために必要となって働いている職員、その辺の労務管理を併せて、これが私最後に言いたかったんですが、信賞必罰を徹底してもらいたい。慣れと感覚でやってて、私らは人事権はありませんけれども、やるやつが不利益で、やらないやつが評価されて、できない人間が残業手当をもらっているような、そういうシステムでは、幾ら町長、副町長が頑張ってもどうしようもないと思っています。

だから、先ほども言いましたけれども、もっと強いリーダーシップを持ってやってもらいたい。ただし、プーチンのようなやり方は遠慮願いたいですが、その点について、最後に町長の考えを伺います。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 大変お叱りを受けました。監査委員でもある小川議員からの発言でもあり、しっかりと心の中にとどめておいて、仕事に精を出していきたいというふうに思います。

今、信賞必罰という表現で話が出されましたけれども、やはりそういうことについて

もしっかりした捉え方をしていきたいというふうに思います。厳しい御意見を賜りましたので、よく肝に銘じておきたいというふうに思います。

○議長（中山 哲君） 小川一男議員。

○6番（小川一男君） 最後の最後になりますが、町長も成人式等で格言やら先人の言葉を用いて式辞なり等挨拶していますが、私は町長、副町長にこの言葉を贈りたいと思います。泣いて馬謖を斬る。諸葛孔明の言葉です。そこには、感情よりも理、そこを徹底しなければ組織としてやっていけない。そういう旨の意味が含まれていると思われます。以上で私の一般質問を終了します。

○議長（中山 哲君） 以上で、6番小川一男議員の一般質問が終わりました。暫時休憩いたします。

午前10時45分 休憩

午前11時00分 再開

○議長（中山 哲君） 休憩を閉じて会議を開きます。

休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

次に、8番工藤昭憲議員の一般質問の発言を許可いたします。一般質問席にて発言をお願いいたします。工藤昭憲議員。

〔8番 工藤昭憲君 登壇〕

○8番（工藤昭憲君） ただいま議長より発言の許可が出ましたので、通告しておりました一般質問について始めたいと思います。

先ほど6番議員のほうから一般質問に対する姿勢といいますか、そういう私見、考え方が出ましたけれども、大変感服いたしました。ただ、私、名字が工藤いうものから、何回も申しますけれども、ちょっとくどくなるかもしれませんが、その辺はお許しを願いたいと思います。

それでは、通告しておりました平沢交流センターについて質問をしていきたいと思います。

平成15年の地方自治法改正、それにより指定管理制度が創設されました。我が町でもかっぱのゆの開館18年目に導入、平成21年より導入しました。当初は大変よい制度と思いましたが、今現在もよい制度なのか、いささか疑問を感じます。

平成21年当時、4,087万円の指定管理料、5年間で上限2億円、平均4,000万だったのが、令和元年は5,668万円、令和2年と3年、今年もそのようですけれども、5,720万円で、5年間で上限3億円の契約をしております。その差は当初と比べますと年額1,633万円、約40%も増えています。今後も際限なく増額していくのではと感じられます。導入当時とは状況も違ってきており、指定管理の見直し、また民間移譲も含めて再検討する時期に入っているのではありませんか。

今年、令和4年、令和5年、この2年を過ぎればまた再契約、指定管理の再契約をする時期になりますけれども、まずその中で指定管理に対する、指定管理者制度ですね、指定管理者制度に対する町長の考えを伺っておきたいと思います。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 工藤昭憲議員の質問、平沢交流センター関係についてありましたので、お答えを申し上げたいと思います。

この指定管理者制度に対する町長の基本的な考え方ということのようではありますが、公の施設の管理については、公益的な観点から公共団体、公共的団体などに限定されてきたところでしたけれども、平成15年9月に地方自治法の一部を改正する法律が施行され、民間企業や各種法人、その他団体も議会の議決を得て公の施設の管理を行う指定管理者となることができるようになりました。

我が町でもその制度を活用して、今お話にもあったんですけれども、平成21年度より色麻町平沢交流センターの指定管理が開始されました。指定管理制度の基本的な考え方としては、公の施設に対する運営管理と、民間事業者等が持つ技術やノウハウを生かした住民サービスの向上並びに経費の節減について、効率的な活用を図ることが基本的な考えであります。

以上でございます。

○議長（中山 哲君） 工藤昭憲議員。

○8番（工藤昭憲君） 町長より、ただいま指定管理制度についての町長の所見と申しますか、考え方を答弁していただきました。その中で住民サービス向上を図ることがやはり一番であり、また、そのことで経営、経費の節減につながるんだという、そういう答弁でありました。

ただ、私が感じるその今の平沢交流センターの指定管理の在り方、職員の方も含めスタッフの皆さん、大変努力しているのは分かります。そのことについて、とやかく言うつもりはございません。

ただ、今の指定管理料を見ていきますと、少なくとも二、三百万ずつ平均、こう動いているわけですね。このことを考えると、冒頭に申しましたように、この施設があと何十年続くのかは分かりませんが、今の状況でいけば、恐らくずっと指定管理制度で運営なさっていくだろうと思っています。そうしますと、今現在3億円のもの将来的には4億、5億、6億というふうに、どんどん増えていく感じがします。それを当初21年、平成21年、だから、平成20年ですね。20年と21年、それを比較しますと、約1億2,700万ぐらいいたしか経費の削減にはつながったんです、本町としては。ただ、このいろんなデータを見ますと、果たして、今その成果、効果というものが出ているのかなというふうな、そういう思いがしているんですよね。

そういう中で、先ほど申し上げましたように、今年、来年、再び進みますと、再び再契約する時期になりますけれども、平成21年当時の指定管理へ移行する際の議案の提案理由の中で、このような計画を持ってますと、こういうことを実行するとこうなります

よというような、そういう説明がございましたけれども、その今現在の指定管理の中でそれがどのように実行といたしますか、計画どおり進んでいるのかどうか。まずその辺を確認してから、また指定管理の在り方についてちょっとお尋ねをしていきたいと思っておりますので。

まず、この制度を導入するに当たり、当時の提案理由の中で、その現在の経営状況の説明がありまして、その中で年間約5,000万円の赤字が発生していると。その当時ね、20年、21年のその管理、指定管理に移行する際の説明で。16年から19年までの累積赤字が1億円にもなっているという説明でありました。それが、指定管理にすれば、施設のより効果的かつ効率的な運営を図ることができるため、民間活力を利用して経営を委ねること。そのことにより、年約5,000万円ほどの削減効果、経費の削減効果が見込まれる。500万円ですね、失礼しました。年500万円の削減効果が見込まれる。5年間で最低でも2,500万円の経費削減になるとの説明がなされ、そのほかにもいいことだらけの説明だったように記憶をしております。

直営から指定管理に移行した中で、期待したとおりの削減効果が出ていると思うかどうか。まず、その辺の町長または担当課長の考え方を、まずその見解を伺っておきたいと思っております。

○議長（中山 哲君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼愛宕山公園管理事務所長（山田栄男君） お答えいたします。

まずもって指定管理料については、平成21年に4,087万7,000円ということでしたが、現在は年間5,720万円の支出を行っているということで、指定管理料が当初よりも上がっているんですが、この理由といたしましては、絶対的なその経費となる高熱水費ですか、これは着実に年々上がっているというような状況。それから、人件費についても毎年上がっているというような状況でございますので、そういった部分。それから、建物ですね。建物の建築後の経過年数によって、やはり維持費がかさんでくるというような状況であります。

一方、その平成20年当時を見ますと、指定管理する前、1年前のこととございますけれども、年間1億7,450万円ほど町では支出していました。その支出に対して、年間の使用料というのは6,750万円ほどでございました。差し引きますと1億700万円ぐらいですか、のいわゆる経費の持ち出しになっておりました。指定管理することによって、その町の持ち出しは、指定管理料を含めた町が行うその維持費分と申しますけれども、合わせて4,880万円に抑えられたということとございます。

現時点については、指定管理料を含めた経費といたしまして、令和2年度で6,430万円ほどの支出をしているということで、一方、その使用料については、今町には直接入ってこないんですけれども、大体6,000万円ぐらいを維持しているということもありますので、その点から見ると、平成20年から見ると、やはり経費的な削減は図られているというふうに認識しております。

○議長（中山 哲君） 工藤昭憲議員。

○8番（工藤昭憲君） 冒頭申しましたように1億7,450万円ほどの、平成20年当時は確かにそうでした。それが4,800、その中ですと5,200万円、5,000万円ちょっとかかっているんですね、指定管理に移行した時点で。町での支出分といえいいのかな。

ただ、私が聞き方が悪いのかどうか。お尋ねしたのは、要するに指定管理にしたことによって、要するに平成20年まで直営をやっていた。平成21年から指定管理制度に移行して、今現在、2期目、3期目折り返している中で、その指定管理をしたことによっての指定管理の効果が出ているかということなんですよ。

やはり、町で直営で平成20年までやっていたときには、1億7,000何がしの経費がかかっていた。それが指定管理にしたことによって5,000万円ちょっと。ということは、大ざっぱに言いますと、先ほど言ったように1億7,700万円ほど削減効果があったというのは分かるんです。でも、その指定管理したことによっての指定管理の効果が出ているかどうかということなんですよ。

町でその経費が少なくなった、それは大変よいことです。ただ、指定管理するっていうのは、要するに今まで以上のサービス向上、また、町の経費のやっぱり縮減、削減にもそれなりの効果が出ていればこそ、初めて指定管理にしたことによる指定管理の効果というのが認められるのではないのかなというふうに思うんですよ。

今、この通告した仕方が悪かったんだなというふうに反省していますけれども、町で指定管理にした、移行したことによっての削減、ここは十二分に理解しているんです。ただ、何度も言いますように、指定管理にしたことによってのその指定管理の効果が出ているのかどうかということを、どういうふうに捉えているかということなんですよ。その辺について、見解があれば答弁願います。

○議長（中山 哲君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼愛宕山公園管理事務所長（山田栄男君） お答えいたします。

その経費面以外のその効果でございますが、まず、その交流センターの入館者数ですけども、指定管理する前、年間約13万人程度の利用客がございました。その利用客をそれ以上に増やすというのはなかなか困難なんですけど、まずこの13万人台前後ですか、を維持しているという面から見ますと、効果はあるんだろうなというふうに思っています。

その利用者の確保につきましては、その指定管理を受けている側で、毎月のように利用客が来なくなるような得、利用して得がするようなそのイベント等をですね、毎月毎月実施しております。その中では年間を通しての年間パスポートとか、あと、レディースデーとか、シニアデーというようなものを導入してみたり。それから、スタンプカードを発行して、スタンプがいっぱいになったときは、いろいろなこの割引を行うというようなこともやられています。それから、大きなイベントといたしましては、例えば落語家を呼んで。

○議長（中山 哲君） 今、工藤議員が聞いているのは、効果についてだよ。

○産業振興課長兼愛宕山公園管理事務所長（山田栄男君） はい。今言ったようなその事

業を行いながら、利用者数の確保を図っているというようなことでございます。

それで、そういったことをしながら、利用者の顧客満足度というんですか、サービス向上を図りながら利用者の確保に努めているという状況でございますので、それを。

それから、当然、指定管理側では、100万円未満の修繕料は指定管理を受けている側がやっているんですが、やはり民間ということもありまして、迅速的に施設の修繕等も行えていると。行政が行えばやっぱり発注まで少々時間がかかったりするというところで、その施設の整備面でも効果が。

○議長（中山 哲君） 工藤議員。

○産業振興課長兼愛宕山公園管理事務所長（山田栄男君） 現れていると思っています。

○議長（中山 哲君） ちょっと。工藤議員。

○8番（工藤昭憲君） 課長、内容説明を求めているんじゃないんです。指定管理したことによる指定管理の効果というのは、どういうことなんですかということを知っているの。だから、サービスの向上を目指すとか、お客さんの確保を目指して、13万人どうのこうのキープしているからという、そういう今課長が答弁しているような、そういう話じゃないんですよ、私がお尋ねしているのは。

本当に、指定管理したことによっての指定管理の効果は出ていると思いますかと。どうこうをされているからどうだとか、こうだとかということを知っているんじゃないかと、担当課長としてその効果はあったかないか。その効果が出ていると思うことを述べてほしいんです。その今課長が言っていることについてはもう一度確認をしますから、もしなければそれはそれでいいですし、お願いします。

○議長（中山 哲君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼愛宕山公園管理事務所長（山田栄男君） お答えいたします。

経費面、それから保養所としてのサービス面からいいますと、指定管理の効果は現れていると思っております。

○議長（中山 哲君） 工藤昭憲議員。

○8番（工藤昭憲君） ちょっと事業内容、今やっているそういうものを説明されましたけれども、今、去年、令和2年、3年、コロナということで、当然、9万6,000人とかなんとか言いましたよね、令和2年の入館者。だから、これは本当に大変なことで、このことについて、令和2年、3年については、それを評価しようとは思っていません。当然、世界的なこの新型コロナによる経済だけでない各多方面についていろんな影響が出ていますし、かっぱのゆのみならず、本町の様々な部分にもこのコロナの影響が出ていますので、そのことについて、2年、去年とおととしの分をどうのこうのというつもりはございませんけれども。

その中で、これも見解の相違になるのかどうか知りませんが、課長は13万人、入館者ね、13万人程度をずっと維持しているから、その効果というのは出ているんだという、そういう一つの見方も今言いましたけれども、そういう見方もあるんだというのは分かりますけれども。ただ、このかっぱのゆが指定管理に移行する前に、8万人だと

か9万人だとか、10万人台だとか、そういう入館者数で推移しているのであれば、13万人今現在キープしているということは理解はできるんですけども、それ以前、17年目には約12万6,000、16年目、平成19年ですね、その当時は13万3,000人近く。平成18年においては13万人、約14万人に近い。平成16年に至っても平成15年に至っても、それ以前に至っても8万人だ、9万人だ、10万人だという、そういう数字ではない。そうしますと、指定管理にしたことよっての効果というのは、果たして本当に出ているのかなという、この数字を見る限りね。指定管理する以前でも、13万人台はほぼキープしているんですよ。だから、先ほど冒頭申し上げましたように、職員の皆さんは一生懸命努力しているんだというのは分かります。でも、逆に言うと、ややマンネリという言葉は失礼ですけども、いささかこの気の緩みがあるのかなという思いもする、しないわけでもないんですけども。

そういう中で先ほど言いましたように、指定管理にしたならばこういうことをやりたい、ああいうことをやります。こういうことをして集客、また、その経費の節減につなげますという説明があったわけですけども、それを今どのようになさっているのか。まず、それを確認しながら、先ほど言いましたように確認しながら、またそのことについて聞いていきたいと思っておりますけれども。

まず、説明のとおり、かっぱのゆで使用する商品購入について、地元産を使う。また、地元の企業から調達するという。それで、当時こう言っているんですよ。集中購買、集中的に購買して単価を下げますと。これによってサービスの向上と環境、経済性、計画性、安全、快適性ということを、そういうところをやって経費の削減に努め、あわせて、利用者のサービス向上を目指すというふうに説明したわけですけども、今現在、そのようなことを行っているかどうか答弁願います。

○議長（中山 哲君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼愛宕山公園管理事務所長（山田栄男君） お答えいたします。

その数字的なものは今持ち合わせてはいないんですけども、例えば修繕につきましては、極力地元業者さんを使ったり、あと、かっぱ茶屋さんの食材につきましては、8割を穀菜センターの食材を使うことを目標にやっているということでございます。

○議長（中山 哲君） 工藤議員にお願いします。工藤議員、マイクを近づけて、ちょっと聞こえない部分があるから、近づけてください。

○8番（工藤昭憲君） かえって割れんだおん。近づけたほうがいい。はい。

○議長（中山 哲君） 工藤議員。

○8番（工藤昭憲君） 先ほど何かマイクを離れたほうがいとかなんとかという話がありましたので、意識的に。

今現在、穀菜センターなどを利用しながら、8割方利用しながらやっている。それ以外に、あの穀菜センターで100%食材関係がそろうとは思っていませんので、それはそれで致し方ない。ただ、8割くらいを使っていると。

ただ、企業関係からの調達というのは、何かありますか。当時はそういう説明して

いるんですけれども、企業からの調達するものがあればそれらもしますと。そういうふうに説明なさっていますけれども、それらについてはどのように考えているか。また、現状どうなっているか。その辺資料がないというのであれば、それはそれで構いません。確認ですから。

○議長（中山 哲君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼愛宕山公園管理事務所長（山田栄男君） 今現在、はっきりしたその数字は持っていないんですが、修繕面においては先ほども申しましたけれども、極力地元業者を使うという方向でやってもらっています。

○議長（中山 哲君） 工藤昭憲議員。

○8番（工藤昭憲君） 要するに地元からの、地元にある企業からも、必要なものがあれば購入しますよという話をしているんですけれども、その辺はつかんでいるかどうかということなんです。いや、だから、地元の企業、しかも町内に企業ありますけれども、その企業から今現在調達するものはないので、そういうことはしていませんとか。分かればですよ。それも分からないというのであれば構いませんけれども。

ただ、当時は、この地元産または地元の企業を優先的に捉えて、そういう物品、食品も含めて食料品、穀類も含めまして、そういうものを地元産。また、地元の企業から調達するものがあれば、全て地元を優先にやっていきます、購入をやっていきますという説明だったんですけれども、担当課長としてその辺を今現在どのように把握しているかということなんですけれども。

○議長（中山 哲君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼愛宕山公園管理事務所長（山田栄男君） お答えいたします。

大変申し訳ございませんが、その企業からの調達云々については把握していないということでございます。

○議長（中山 哲君） 工藤昭憲議員。

○8番（工藤昭憲君） それでは、さらに確認をしていきたいと思いますが、キッズウェルネスという、今でもそうだと思うんですけれども、ダイドウと何だっけ、今ちょっと名前を忘れてしまったけれども。企業体で今やっているわけなんですけれども、その中で、それぞれの企業の特色、特徴というんですかね、そういう中での今後はその共同体の自主事業なので、それぞれの企業の持っている特典、それらを生かして集客、サービスの向上、また、経費の削減等につながればということで、こういうことをします、計画していますという説明がありました。

それは、このキッズウェルネスという企業は、スポーツクラブ、フィットネスクラブ、そういうものを経営している企業で、そのノウハウを生かしてストレッチのDVDの映像を放映するとか。あるいは、専門のトレーナーにより、ボール転倒防止エクササイズ、いわゆる老化防止のそういうものも取り組む。あるいは高齢者に限らず、インストラクターによるカルチャー教室、太極拳、フラダンス、ヨガ、そういったものをつかっばのゆで行って、利用拡大を図っていきますという計画だったんですけれども、そういう説明、

計画というより説明ですね。それは今現在やっているのか。

ちょこちょこ言っていますように、そのことで集客を図ったり、サービス向上を目指したり。また、そのことでお客さんが増えれば、経費の削減にもつながるわけだ。入ってくる金が大きくなれば。そういうことをしながら、この指定管理制度を利用したその指定管理した企業に、そういうことをしてもらって事業を展開していきますよという説明だったのですが、その辺については今現在どうなっているか。

○議長（中山 哲君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼愛宕山公園管理事務所長（山田栄男君） お答えいたします。

まずもって、同和興業株式会社さんにつきましては、いろんな多目的にその事業を展開しているという中で、宮城県の総合運動公園の施設管理だとか、夢メッセみやぎの指定管理だとか、そういったことを施設管理、それから施設整備、そういったものを中心にやっておられます。

それから、株式会社ダンロップスポーツウェルネスさんにつきましては、その会社の特色を生かしながらということで、先ほども申し上げてしまいましたが、ノルディックウォーキングだとか、太極拳教室だとか、ヨガ教室。今年どれだけやっているかというのは今詳細にはつかめていないですけれども、全般的にこういうことをしながら、利用客の確保に努めているという状況でございます。

○議長（中山 哲君） 工藤昭憲議員。

○8番（工藤昭憲君） そうしますと、今、詳細な資料は持っていないけれども、やっているというふうに理解してよろしいんですね。ただ、去年、おとしは、当然このコロナの影響でできなかった。そういう事業もなかなか展開できなかったというふうには理解していますけれども、それ以前はやっていたということですね。

では、先ほど回答、指定管理したことによる指定管理の効果はありましたかという中で、るる説明しておりましたけれども、再度申し上げますけれども、来館者対象にして各種催しやっていますよって言っていましたよね。説明された当時に、そのことの事業はやっているというふうでありましたけれども、ただ、まだ3つほどあるんですけれども、そういう説明の中で、かっぱのふるさとをテーマにした企画をやっていくと。それで、かっぱのドン会議という、そういうもの、その横のつながりを持ちたいと。青森県の下北にある奥葉研温泉、これはかっぱのゆの先輩に当たるということで、また遠野とか、そういうところと連携した事業を推進できるという希望を持っていると。計画でなくて希望ですね、当時は。それがそういう説明だったのですが、そのことは今現在どのようなになっているか答弁願います。

○議長（中山 哲君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼愛宕山公園管理事務所長（山田栄男君） お答えいたします。

指定管理が始まってから、それぞれの詳細について今把握していない状況でございます。なお、令和3年度については、そういった交流活動はやっていないというふうに認識しております。

○議長（中山 哲君） 工藤昭憲議員。

○8番（工藤昭憲君） ここにかっぱのゆの担当している方、その方々に来てもらって説明していただければ一番いいんですけども、どうしても指定管理ということになると、見えない部分あるんですね、こういうふうに。果たして5,720万円、その効果があるのかどうかという疑問もあるんですけども、あと2点お尋ねします。

これは多分やっているはずだなと思うんですけども、先ほど言いましたかね、同じような施設との連携でスタンプラリーありますって。近隣企業対象に団体加入特典というの、そういうものを目指しながら、かっぱのゆの運営に資するように、そういうこともやっていきたいというふうに説明あったんですけども、それらも御存じありませんか。今現在どうなっているか。

○議長（中山 哲君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼愛宕山公園管理事務所長（山田栄男君） お答えいたします。

そのサービス、イベントについては、当然穀菜センターのほうと連携しながら実施しておりますが、そのほかに南山果樹園さんと連携した販売会の実施等々をやっている状況でございます。

○議長（中山 哲君） 工藤昭憲議員。

○8番（工藤昭憲君） このことについては100%、説明されたようなこと100%かどうかは分かりませんが、事業としてはやっているというふうに理解します。

最後なんです。この同和興業とか、その共同でやっている事業、それぞれ社員等がいるんだと思いますけれども、その中で、特に同和という会社には1,200人以上の社員がいますので、その社員の保養所的な役目を持たせながら運営をしていくという説明、そのことによって入館者を増やすんだというような説明だったんですけども、今現在はそういうことは。今現在というよりも、何度も申しますけれども、令和2年、3年は別ですよ、まるっきり状況違いますので。それ以前は、そういうことをしながら入館者の利用者、経費削減等を図っていくんだという説明でありましたけれども、それは今現在行っているのかどうかお尋ねします。

○議長（中山 哲君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼愛宕山公園管理事務所長（山田栄男君） お答えいたします。

その同和興業の保養所的な取組というのは、今詳細に分からない状況なんですけれども、それ以外の宮城県教職員組合だとかの保養所の契約をしているということでございます。

○議長（中山 哲君） 工藤昭憲議員。

○8番（工藤昭憲君） なぜこんなこまいことをしつこく聞くかという、要するに先ほど課長が答弁したように、13万人維持しているから、だから、指定管理したことによる指定管理の効果が出ているんだというふうな捉え方なんですけれども。こういう事業、今、私が尋ねたこと、質問したことが全部そのとおりになってはいないと思っていますけれども、その説明したことを100%やれというふうな無理な話もするつもりはござい

ません。

ただ、当時は、そういうふうないろいろな事業を計画して、努力をして、そして集客を上げるんだという話をしている中で、入館者変わらないじゃないですか。今お尋ねしたようなことをしっかりやっても、逆に言えば、これだけしかって集まっていないということになってんのか。それとも、ほかにもっと方法があれば。ただ、私はこういうこと全然素人なので、じゃあどういうことをすれば集客につながるんだと言われても、当然そういう答えは持っていませんけれども。

でも、こういう事業に当たるプロの方々が経営しているわけでしょう。当初、これを移行、指定管理に移行するときには、先ほど来細々と言ったそういうことをやります。そのことによって集客につながりますって言っていますけれども、平成18年、19年より、逆に言うと数字落ちてんですよ。何百人単位、千人単位なんですけれども。逆に言えば、これだけのことをやっても、これしかって、この13万人台しかってキープできないのか。それとも、一生懸命やってこの13万人台をキープしているんだというふうに理解すればいいのか分かりませんが、ほかにももっと何か方法があるような気はするんですけれども。

いずれにしても当時の説明は、このようなことをしてサービス向上に努めて、そして集客、経費削減、サービスの向上に努めるんだという説明でしたけれども、サービスはしっかりやっているとしますし、経費削減につながっているかどうかは。ただ、先ほどの説明、冒頭の説明では、維持管理費は当然上がっているんだという話をしていますけれども、それらもうちょっと削減はできないものかなというふうに思っていますけれども。

まず、町長、副町長、この今の現状をどのように、今までの質問のやり取り、答弁のやり取りを聞いていましてどのように感じているか、まず見解をお願いします。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） やっぱり指定管理の場合は、冒頭に申し上げたとおりですけれども、一番は経費の削減ということを重視したいと思います。プラス、利用者のサービスということになろうかと思えますけれども。

現状的に言えば、やっぱり地元、いわゆる地元の人たちの人数、いわゆる落ちていきますので、そういうことから言えば、これを維持する、あるいは増やすということになれば、ほかからいろいろ努力をされなければならないんだろうなというふうには、今、話を聞きながら思っておりました。

この入館数が確かにさっき言われたとおり、指定管理者に移行する前と、決して増えてはいないと言えれば増えてはいないようですね。増えてはいないようですけれども、維持しているって言われれば維持しているということになるんですが、この辺の考え方がどうかということだろうと思いますが、多分、私が聞いている範囲ではありますけれども、近辺の例えば加美町にある薬師の湯とか、あるいは宮崎にある施設とか、全て落ちているということも聞かされておりますけれども、そういう中で維持しているというこ

とについては、それなりの努力はしているようにも思います。

町としては、一番は、繰り返しますけれども、経費を削減できるかできないかということを中心したいというふうに思っています。

○議長（中山 哲君） 副町長。

○副町長（山吹昭典君） かつぱのゆの平沢交流センター指定管理についてでございますが、今町長が答弁されたように、やはり新しくなってから、リニューアルしてから約20年、二十数年過ぎました。という中で、ここ2年はコロナで大分落ちていますが、そういった中でも12万人程度の入館者を維持しているということは、それぞれの共同企業体の特色を生かした事業が展開されているがゆえに、こういった形で維持されているということ自体は、非常に効果としては上がっているのかなというふうに私自身は感じております。

以上です。

○議長（中山 哲君） 工藤昭憲議員。

○8番（工藤昭憲君） 見解の相違って言えばそれまでなんですけれども、ただ、これも何度も言いますが、別にあそこに働いている方が何もしないとかなんとかという意味じゃないんですよ。

ただ、やっぱり町で令和2年も3年も4年も、この令和4年度もそうですけれども、5,720万円の指定管理料を出している中で、町がやっぱりしっかりとその辺を業者に丸投げした状態でやっているとしたか考えられないんです、今答弁を聞いていますと。やはり担当課としてどのような状況になっているかというのは、やっぱり私は把握してほしいなというふうに思います。やっぱりそれが5,720万円も支払っている、そういう理由がそこにあるんだというふうに私は感じるんですけれどもね。指定管理にしているから、まるっきり任せているんだ。それはそれでいいんですよ。ただ、事業内容を把握していないんじゃないかなと思うんです、今現在。資料がないからとかなんとか言っていますけれども、やはりその辺は今後は。もちろん平沢交流センターについての一般質問を出しているわけですから、もうちょっと明快な答弁があってもいいのかなというふうに感じました。正直言って。でも、資料がないとか、はっきり分からない部分があるみたいな話なんですけれどもね。

いずれにしても見解の相違で、13万人キープしているから云々という話ですけれども、ほかにもありそうな気がしますので、今後いいアイデアが、私も含めていいアイデアが出れば、そういうのもかつぱのゆ、指定管理されているあそこにそういう情報も提供できればなと思っております。

○議長（中山 哲君） 8番工藤昭憲議員にお諮りいたします。

ただいま一般質問続行中ですが、休憩後にお願いしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。（「はい」の声あり）

それでは、休憩後にお願いいたします。

暫時休憩いたします。午後1時30分まで休憩します。

午前 11時51分 休憩

午後 1時30分 再開

○議長（中山 哲君） 休憩を閉じて会議を開きます。

休憩前に引き続き、一般質問を続けます。8番工藤昭憲議員。どうぞ。

○8番（工藤昭憲君） 午前中通じまして分かった、分かったことって言えばいいんですかね。どうも担当課は把握していないのかなというふうに感じられましたけれども、指定管理ですので、あれこれと口を出す必要はないんだと思っています。当然ながら。でも、やはりどのような事業を展開しているのか、また、現在の状況はどのようになっているのかぐらいは、把握していてもよろしいのではないかなと、そんなふうに感じられるところでもありますけれども、これは私が感じたことですので、そうではないんだというのであれば、担当課として何か発言があれば答弁願います。

○議長（中山 哲君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼愛宕山公園管理事務所長（山田栄男君） 特にございませぬ。

○議長（中山 哲君） 工藤昭憲議員。

○8番（工藤昭憲君） これ以上はやめますけれども、やはり担当課としてしっかり、産業振興課に限らず、どの課でもやはり自分の受け持っている担当するものはしっかり把握してほしいなと思います。

③に移ります。

令和4年の予算編成に当たり、今までの経緯を踏まえどのような検証を行い、予算調整をしたのかという質問を出しました。一度これについては答弁をもらってから、また質問していきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（中山 哲君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼愛宕山公園管理事務所長（山田栄男君） お答えいたします。

指定管理部分につきましては令和5年度までの期間ということで、令和4年度の予算編成に当たりましては、まず、旧館については30年を超す建物だと、それから新館についても25年を経過する建物になりますので、そういった工事面に重点を置いて予算編成をさせていただきました。

○議長（中山 哲君） 工藤昭憲議員。

○8番（工藤昭憲君） 今申しましたように、予算編成に当たりという、予算調整をどういうふうにしてしたのかということで出しました。これも出し方が悪かったのかなと反省しております。

要するに指定管理、2年、3年、4年と同じなものですから、この答弁書では、三くだり半でなくて二くだり半なんですよね、答弁。答弁書は、いただいた答弁書はね。今、違う答弁しましたけれども。要するに、令和4年度の予算編成に当たり、過去数年の修

繕や工事等の状況を総括した上で予算編成をしております。2行半にもならない答弁なんですけれども。

要するに572万円、2年、3年、4年と同じ額で出しているんですけれども、指定管理ね。その指定管理料の572万円、ごめんなさいね、5,720万円。それを3年同じ数字なんですけれども、そういうことは、我々から考えればちょっとおかしいんじゃないのかなというふうに思うんですよ。予算調整する上ではいろんな数字を把握して、調整していかなくてはならないんだと思っていますけれども、委託料と違うんですよね、指定管理料は。

委託料だったらば、1年間にこれだけの金を出す、出しますから、こういう事業やってくださいって業者に委託する。毎年毎年違うかもしれない。同額ですっとしていくかもしれない、その委託料は。それ、様々ですね。

だけれども、この指定管理料というのは、3年同じという数字並ぶと、どういう予算の調整をしたのかなという、普通に疑問を持ったものですから。総務課長に言わせれば、3年でも5年でも、その間ずっと同じことだって構わないんだという言い方しますけれども。でも、昨日ですかね、4番議員の質問の中の答弁で、前例を踏襲することなく適正な調整をしていくんだということで答弁していますよね。指定管理料は例外なんですかね。

委託料だったらば、本当に動きます。または一定の金額でやっていくというのは理解しているんですよ、ほぼ。でも、単年度単年度の委託だったらば、動くの動きますよね。当然、それはなぜならば、予算調整をしたから動くんですよ。前年度の実績なり、複数年の実績を勘案して、そして今年はこのぐらいの事業規模になるからこのくらいだろうということで積算をして、それを委託業者と協議をして決める。指定管理だって同じじゃないんですかね。5年間で総額3億円です。その中で収まれば構わないんですけれども、でも、同額ということは、どのように考えてもあり得ないと思うんですよね。まず、基本的な考え方、答弁してください。

○議長（中山 哲君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼愛宕山公園管理事務所長（山田栄男君） お答えいたします。

5年間の契約を結ぶ上で、5年間の指定管理料の算定をしながら上限を定めるということになります。それから、その中で、その上限の中で、毎年、年度末にその翌年度の指定管理料について検討しながら設定していくというようなことを、スタイルを取っております。

○議長（中山 哲君） 工藤昭憲議員。

○8番（工藤昭憲君） そうしますと、検証した結果、同じ額だということなんですか。検証すれば、当然、何千円、何万円単位で違ってくるんじゃないでしょうかね。

昨年9月の決算のときにも、このことはお尋ねしています。かっぱのゆについて、平沢交流センターについて。そのときの課長の答弁は、事業計画だけでなく、実績も反映させながら、指定管理料を定めているんだという答弁をしています。だとすれば、

同じなんですか、実績、事業内容、昨年と今年。そういうふう判断したというんであればそれまでなんですから、どうしても私には解せないんです。同じ額というのは。どうなんですかね、その辺、副町長様。あり得るんですか、そういうことは。ごく普通なんですか、これが。答弁願います。

○議長（中山 哲君） 副町長。

○副町長（山吹昭典君） この指定管理料、歳出からいうとこれも委託料として出しているわけですが、毎年毎年担当課のほうで、先ほど課長のほうから答弁したように、年度、次年度の当初予算編成の時期において、当該年度の状況、収支状況、そういったものを見ながら当初予算に計上をしているという状況で、毎年毎年同じなのかということですが、当然そういった状況にもありますが、必ずしも毎年毎年同じだということではなく、債務負担行為の期間の中でその状況を見ながら予算調整を図っているということで、たまたま2か年ほど同じ状況といったような、3年間ですか、3年間同じ状況ということで、大きくは毎年毎年、その年のたしか指定管理に関する協定をその年々に結んでいると認識しております。

そういった中で、当然修繕等々も出てきますけれども、それらについては、大きいものについては当然町のほうで修繕をしますが、小破的なものについてはその指定管理料の中で対応をしていただくということで、その辺の調整も企業さんのほうで努力をしていただいて、同じような状況の中で推移をしているという状況でございます。

○議長（中山 哲君） 工藤昭憲議員。

○8番（工藤昭憲君） 業者と、いわゆる指定管理になっている業者と、ある程度協議を重ねて予算調整するんだよと。その中には、町では100万円以上の修繕費については町で負担をしますと、それ以外の要するに100万円以下の修繕料その他については、指定管理を受けた業者がやるんだよという取決めがありますよね。指定管理に係る協定の中に。そうすると、当然変わってくるのが普通じゃないんですか。令和2年も令和3年も令和4年も、同じ経済状況または事業内容、事業計画内容が同じなんですかね。当然2年度は、こういうコロナの関係でこうだった。じゃあ、3年はこうしようとか。3年もやはりコロナでこうだったから、4年はこうしようとかという、何か入ってんだと思うんですよ。その中で10万円上がったり、100万円下がったり、また逆に200万円上がったり、そういう予算の調整があつてしかるべきであつて、同額計上というのは、言葉悪いんですけども、ただ数字載せただけじゃないのかなというふうにしかならないんですよ。

どんな事業、毎年同じ事業やったって、同じ数字並ばないよ。物価も上がっているし、今そしていろんな食品、小麦粉なども含めていろんな分野で、このロシアのウクライナ侵攻による影響も相まってどんどん値上がりしている。同じ額で調整というのは、あり得ないと思う。予算書に計上したんですから、幾らこれ以上、何か触れてもどうにもならないんですけども、不思議ではない。

例えば、福祉課の庭木切るとか、総務課でも同じだ。庭木、その剪定委託料、例えば

清掃委託料。そういうものはそんなに変わらない、毎年毎年。やる、剪定する木の本数も決まっているし、掃除をする平米数や床面積平米数も決まっている。ただ、多少の人員費の上がり下がりがそこに入ってくるだけで、大きな差はない。毎年見ていると。今年ちょっと動いている部分もありますけれども、今年度の令和4年度の分については。だから、そういう決まり切ったものをするによって同額計上というのは、分からないわけでもありません。

でも、年間6,000万円を上限とした指定管理、委託料を結ぶ際に、予算を調整する際に、毎年毎年、3年も続けて5,720万円という予算調整はあり得ないと思う。ただ令和2年の分、令和3年の分に数字載せただけでしょう、令和4年度の予算調整。としかって考えられない、感じられないんです。

もう一度言います。町長、前例を踏襲するのではなく、適正な調整を・・・していくんだと言っているんですよ。町長は、答弁の中で。果たしてこれが適正な調整なんですか。冒頭に言いましたよね、指定管理についての予算調整云々って書けばよかったんですけども、全体的なつかみ方しても分かるだろうなと思ったものですから、このような出し方したんですけども、担当課を責めているつもりはないんです。ただ、納得できないんですよ。

5,720万円もの指定管理料、町民の税金なんですよ。皆さんが汗水垂らしてお支払いしたお金をここに指定管理料として出しているんです。それが3年も同じという数字、考えられないでしょう。去年、令和2年と3年は、過ぎたことだからしょうがない。でも、令和4年は違うんだらうなというふうに思っていました。でも、予算書を見れば同額だ。もし説明できるのであれば、答弁できるのであれば、答弁してほしいです。お願いします。

○議長（中山 哲君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼愛宕山公園管理事務所長（山田栄男君） お答えいたします。

指定管理料、毎年の指定管理料については、当初のその5年間の契約をする段階で上限額を設定しながら、単年の、単年度ごとの指定管理料を最初に設定します。実際のその毎年の検討をするわけですけども、その年によっては全体的にプラスに、収支がプラスになるときもありますし、逆にマイナスになるということもございます。ここ数年については、コロナの影響もあるのではございますが、マイナスという状況ではございますが、その5年間の設定の上限額内で納得してもらっているということでございます。

○議長（中山 哲君） 工藤昭憲議員。

○8番（工藤昭憲君） こういうことを言うと逆の話になるかもしれませんが、逆に2年、3年、コロナ禍で経営状況が思わしくなくて、国からも五百幾らだったかな、助成が来ているわけですけども、今年だって、令和4年度だってそういう可能性あるわけですよ。そうすると、指定管理の本旨からは背くかもしれませんが、でも、最高上限枠は6,000万円でしょう、年間。だったら、こういうことを踏まえたら、6,000万円を契約してもよかったじゃないですか。というふうに、凡人ですからね、普通にそ

う感じるんです。

予算調整に関しては、やはりもうちょっと正確な数字を把握することによって、そのかっぱのゆの状況なりも把握できるわけでしょう、多分。だから、前段で申し上げたように、もしかしたら把握していないのかなど。だから、この数字なのかなというふうにしかって感じられません。正直言って。仕事が忙しいのは分かりますけれども、お金がかかっているんで、全て税金ですから。正確な何十何円まで出せとは言いません。ただ、もうちょっと様々な条件をその予算調製の数値に当てはめていって、しっかりとした予算調整をすべきじゃないかと思うんですよ。委託料と違うんですからね。今後はこういうことのないように、あと1年残っていますので、令和5年度ね。もうちょっときちんと数字を捕捉して、しっかりとした予算調整をしてほしいなと思います。

時間が18分しかありませんので、次に移りますけれども、4番と5番同じようなことなので、答弁もそのとおり返ってきていますけれども、まず、今後も平沢交流センターは指定管理制度による運営形態でやっていくのか。また、民間への売却とか譲渡、そういうことを考えて、町が関わらないような運営形態にはできないものかどうかということを出しておりますので、答弁をお願いします。

○議長（中山 哲君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼愛宕山公園管理事務所長（山田栄男君） お答えいたします。

現在の指定管理期間については、御存じのとおり令和5年までということになっております。

そんな中で交流センターの建設に関しましては、起債事業、それから補助事業を使ってやっているわけなんですけど、その起債の償還については令和7年度までとなっている状況でございます。まず、その令和7年度というところを一つの区切りにしたいなと思っております。令和6年度から5年間の指定管理を結びながら、その間に議員がおっしゃるような、その民間への譲渡等も視野に入れながら検討してまいりたいと思います。

ただ、確かに維持するためには経費という大きな面がありますけれども、やはり平沢交流センターにつきましては、町民の保養施設であるという公共施設でございますので、その費用対効果もあるんでございますが、そういった町民の保養施設であるということを考えながら検討してまいりたいと思いますし、当然、その立地条件的にも色麻でも西部地区にありまして、利用客の皆さんについては、移動時間もかかる中で現在13万人前後の利用者がおるといふ中を判断しながら、今後のことを考えていきたいと思っております。

○議長（中山 哲君） 工藤昭憲議員。

○8番（工藤昭憲君） 町民の保養施設だということで、それは当然分かります。ただ、町民の保養施設という観点から答弁をなさっているのであれば、色麻の町民がこの施設をどれだけ利用しているか、数字をつかんでの答弁だと思いますけれども、何人くらい年間トータルで利用しているんでしょうかね。

○議長（中山 哲君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼愛宕山公園管理事務所長（山田栄男君） お答えいたします。

まず、その入館する場合、住所、年齢とかの確認はやっておりませんので、どれだけ色麻の方が使っているかというのはつかんでおりませんが、私もそのかっぱのゆを利用しますけれども、顔ぶれを見ますと、やはり色麻町の方が多いなど。特に、夜間については多いなどという印象でございましたので、先ほどのような答弁をさせていただきました。

以上です。

○議長（中山 哲君） 工藤昭憲議員。

○8番（工藤昭憲君） 入館者は時間帯によって違うわけでしょう。たまたま課長が行った時間帯は、色麻の町民が多いかもしれません。だからといって、それだけで色麻の町民がどれだけ利用しているかは分からないわけでしょう。だから、むしろ日中に行っている方に聞くと、色麻の人が多いんだよという言い方する人います。それも、その人、毎日行っているかどうか分かりません。3日に1回とか、1週間に1回とか、1か月に1回とか。時間帯も、午前中に行ってるのか、午後から行ってるのか、そいつは分かりません、その時々で。

ただ、聞くところによると、受付では、住所と名前は書かせられるんだというふうに伺っていますけれども、そうすれば担当課には来ていなくても、もしかしたら平沢交流センターではつかんでいるのかなという気もしますけれども、いずれにしても、それが分からないということであれば、それはそれで致し方ありませんけれども。

ただ、実際の話、最初に戻りますけれども、平成20年から21年に移行、指定管理に移行した時点で1億7,700万円ほどの経費の削減になったのは分かりますけれども、もう指定管理になって今年で、令和4年度で14年目になるわけでしょう。そうした中で冒頭にも言ったように、毎年毎年、指定管理料5年ごとに上がっている。修繕料なんかも多い年だと2,000万円近い。ここ数年、5年、指定管理はまたぎますけれども、大体平均しますと1,600万円ほどの修繕料かかっています。多分これ、経年劣化とともに、どんどん修繕費が上がっていくんだと思います。毎年毎年。今、大体、今年度の令和4年度の予算を見ますと8,000万円になる、予算が。毎年毎年かっぱのゆに8,000万円ほどの金が出るんですよ。これから、それが9,000万円、1億円になる可能性もある。令和5年、そこですばっと切るわけにはいかないの、さらに5年ぐらい様子を見ながら、その間に状況を考えるんだという答弁ですけれども。8,000万円というと、今色麻6,516人でしたよね、1月の、1月末の人口。それで計算していきますと、1人、おぎゃあと生まれた子供から含めて、赤ちゃんから含めまして、1人当たり1万2,000円かかっていますよ。かっぱのゆに、一人頭計算で。

この財政厳しい折、町長も頭をひねりながら、自分の思っている町民に対しての政策、サービス、行政サービスというものをどうやったら皆さんにできるんだろうなという、汗と知恵を絞りながら考えてんだと思います、日夜。

これを引き受けてくれるところがあるかどうかは別にしてですよ、これはまた別。ただ、受けてくれるところがないとずっと続けていけなくちゃならないんですけれども、

そういうジレンマもあるんですけども、でも、引き受けてくれるところがあると仮定したらば、無償でもいいから譲渡したほうが町としてはいいのではないかなというふうに思います。ただ、そのことで町が一切関わらないというわけにはいかない部分はあるかもしれませんが、一定額の補助はしなくてはならないかもしれませんが。でも、8,000万円からの指定管理、維持管理費を含めて8,000万円くらいの金、今年、令和4年現在、出そう。それがまた5年からさらに、5年度以降、さらに5年結ぶような考えを持っているようです。そうしますと、今年入れて7年、少なくとも7年はこういう状況が続くということになります。そうすると、町長の思っている行政サービス、町民に対しての各種、町長が思っているその町民に対するサービス、それは、これがあつたらばほとんど達成できたと思います。今後、今年の予算入れて7年の間にね。来年には町長選もありますから、今の早坂町長がまた続行するのかわかりませんが、いずれにしても、毎年毎年、今後は8,000万円以上かかるということは確実だと思います。

起債があと3年残っているんだということでもあります。令和7年といいましたかね、そうすると3年だね。でも、これだって繰上償還できない金額じゃないと思うんですよ。ただ、計画的には4年も入れて今後7年間、その今の状況を続けるんだという言い方をすれば、慌てて繰上げする必要もないと思いますけれども。そういうことを考えると、とにかく1万2,000円の、町民1人当たり1万2,000円の負担を、毎年毎年8,000万円以上の負担を今後やるよりは、やはり身軽になったほうがいいのではないかなと思います。当然起債した分、要するに償還しなくてはならない分あれば、譲渡するとかなんとかなんとかということは多分できないんだと思いますけれども、それ以外に条件は何かあるんでしょうか。ひもつきという表現される条件。これが起債償還が終われば、何も縛られるものはないのかどうか、その辺ちょっと確認したいと思います。

○議長（中山 哲君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼愛宕山公園管理事務所長（山田栄男君） この建設につきましては、補助事業を活用しているということもございまして、構造上、耐用年数が47年でございます。なので、それ以前に処分するとなれば、当然、国とは協議してその確認を取らなければいけないわけなんですけれども、補助金の残分の補助金の返還が必要になってくるということになります。

それから、もう1点、ちょっと補足させてもらってよろしいでしょうか。

先ほどかっぱのゆの受付のカウンターのところで住所の確認がされるという話があつたんですが、この住所確認については、新型コロナウイルス対策のために、それ以降進めたことですので、その辺御理解いただければと思います。

○議長（中山 哲君） 工藤昭憲議員。

○8番（工藤昭憲君） 住所、氏名等については、新型コロナ対策だということで、それは分かりました。ずっとやっていることじゃないということですね。

町長、副町長も先ほどの決算のときにも、色麻町唯一の観光施設だと。だから、何と

か維持はしていきたいと。でも、修繕費等、財政に重くのしかかっている、財政負担の原因になっている一つでもあるんだよという答弁しています。今後、状況によっては、譲渡、その他いろんなことを含めて検討していかなくてはならない時期だろうなというふうに答弁もしています。

今、担当課長のほうからも、今後、令和4年を含めて7年、今の状態でやっていきたいと。ただ、その後は、その7年間の間にいろいろなことを情報を取りながら、状況を鑑みながら検討するという答弁でありますので、できるだけ町民サービスを掲げる上で、逆に町民サービスの低下を招いている現状なんだというふうに私は認識しているんです。最初に申し上げたとおり、別にあそこで働いている方々をどうのこうのというつもりはさらさらありません。ただ、町側、町の施設としてあの施設がある以上は、町民サービスの名の下に町民サービスの低下を招いているんだという現実は、ぜひ受け止めてほしいと思います。そして、7年後にはそれなりの結論を出していただければありがたいなと思います。答弁をお願いします。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 確かに町民の保養施設ということで立ち上げてから数十年、このようになるわけですし、私もやっぱり財政を考えますと、工藤議員と同じように、この負担の大きさに本当は動揺はしているんです。ですから、ならば譲渡とか、あるいは完全にそれを受け取ってもらえる人がもしあれば、競売にでも、相対取引でも何でもしても、そういうふうにやれないかなという思いは私もあります。今言った、さっき課長のほうからいろいろ条件もまだ残っておりますので、そういうことを果たして、それを負担をしてまでもいいかどうか判断しなくちゃなりませんけれども、この目的、いわゆる町民の人たちの憩いの場あるいは保養の場、これだけをなくさないように、その経営の方法ですね、これをどういう方法か、適当な方法があるかないか、そういうことも踏まえながら、ちょっと検討をしていかなくちゃならないというふうに思います。

○議長（中山 哲君） 工藤昭憲議員。

○8番（工藤昭憲君） 誰かに使った言葉で、思いは同じだということは分かりました。

今、課長が申し上げるように、また、町長が申し上げるように、ただ起債した分償還すればいいんだというのではなくて、また補助金はその年度年度に応じて残余年、残りの期間と言えればいいんですかね。それらについて、もしかしたらばという話もあるようですけれども、そうなればまた話は変わってくるんですね、ひもつきであれば。だから、その辺もよく調べて、そして、町民サービスの下に変えて、町民サービスの低下を招くような事態だけは今後は避けるべきではないかなというふうに思います。その辺しっかりやっていただければ、調査してできるものかどうか。その辺調べてもらって、今後につなげていただければと思います。

以上で終わります。

○議長（中山 哲君） 以上で、8番工藤昭憲議員の一般質問が終わりました。

次に、1番大内直子議員の一般質問の発言を許可いたします。一般質問席にて発言を

お願いいたします。大内直子議員。

〔1番 大内直子君 登壇〕

- 1番（大内直子君） それでは、議長から一般質問の許可をいただいたので、始めたいと思います。

時間が限られていますので、ちょっと風力発電に関する質問を3つ削りたいと思います。1番と2番と6番はなくして、3番から質問を始めます。

3番、風力発電事業について、これは観光振興になると考えますか。

- 議長（中山 哲君） 町長。

- 町長（早坂利悦君） 大内直子議員の質問、風力発電についてでございました。

この振興、観光振興になると思うかという質問内容ですけれども、風力発電を計画しております株式会社グリーンパワーインベストメントが取り組んでいる風力発電施設への視察を行った地域では、売電収入の一部を地域振興に役立てる取組なども紹介されております。収益の一部が水耕栽培の実証研究など、地元の農業振興に充てられており、事業者は農家と常に連携しながら、地域の強みになる発電所として運営していきたいと話されておりました。

また、他事業者においても、例えば山形県の庄内町や北海道の苫前町など、観光に利用している実績もあり、観光振興の一助にはなり得ると考えます。

また、この株式会社グリーンパワーインベストメントは、地域振興基金を活用して地域振興への取組も行う予定であると聞いております。

今後、町としても風力発電事業を通じてどのような取組ができるのか、事業者とともに検討していきたいと、このように考えております。

以上です。

- 議長（中山 哲君） 大内直子議員。

- 1番（大内直子君） 事業者、グリーンパワーインベストメントのつくった計画書には、観光振興について、高知県の大月町の大洞山ウィンドファームでの取組が書かれています。風車を観光資源に、2年間で約3,000人が来訪とありました。大月町の役場の話を聞くと、最初の2年は土日開放を月2回実施、3年目以降は土日開放を月1回ということでした。

実際に、去年の9月19日に、大洞山ウィンドファームに行ってきた方に話を聞きました。今は月1回、第3日曜日だけ一般公開されており、それ以外の日はゲートが施錠されているようです。月1回ですが、7月と8月は天候不順で公開中止になりました。見学の前日に、あしたは見学できるのか観光協会に問合せをすると、多分やると思いますけれどもという曖昧な返事で、天気の関係でその日になってみないと分からないということのようです。現地では、中に入る前に誓約書を書かされました。発電所内での事故は自己責任において対応しますという内容。そして、ヘルメットを渡されて見学したとのことでした。

月1回だけの一般開放。それも、当日になってみないと、やるかやらないか分からな

い。しかも、発電所内の事故は自己責任において対応しますという誓約書を書かされる。これで観光振興と言えるでしょうか。お聞きします。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） その町その町の考え方、取り組み方は違うと思いますので、どういう状況が観光になっているか、どういう状況で思ったようになっていないかということについては分かりません。

ただ、本町にとっては、あくまでもこれは観光に利用したいということを行っているわけではなくて、そういうこともあり得るという意味であって、必ずこの観光に利用しなくちゃならないという、そういうものではございません。

○議長（中山 哲君） 大内直子議員。

○1番（大内直子君） 大月町の話によると、地区住民や来場者からは展望台、売店、トイレなどの要望がある中、継続的な運営が難しいので売店の整備は諦め、来場者用のトイレの設置のみにとどまっているということでした。観光振興にはなっていません。

発電所内の事故は自己責任という誓約書を書かされるというのは、風車の事故が結構多いという背景があります。

今年の1月に行われた経済産業省の新エネルギー発電設備事故対応・構造強度ワーキンググループでは、この8年間に起こった新エネルギー事故の38件のうち、ワーキンググループの審議の対象になった事故は、ほとんどが風力発電に関するものだったと報告されています。つまり、風車はいつ事故が起きるか分からない危険な構造物ということです。事業者にもそういう認識があるから、一般開放の回数を減らして、来た人には何があっても自己責任ですよという誓約書にサインをしてもらおうという対応をしていると思われま。

八森山の風車も、仙台の大観音の2倍近い高さがある巨大な構造物です。年中、風を受けて回るのに加えて、冬の寒さと雪、雷、経年劣化は避けられません。風力発電の実態は、観光振興とかけ離れているのではないのでしょうか。いかがでしょうか。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） ですから、最初に答弁したとおりですけれども、そういうふうな思いで誘致をしたのかどうか分かりませんが、大月町のほうでは観光に利用しようと思ってやったかもしれませんが、現在はこうだよと。こういうことを言っているんだと思いますが、本町としては、あくまでも観光のために造らせるとか、造る、造らないのことについては、まだ決定したわけではないんですよ。仮に造るとなった場合に、観光のために利用するために造らせるんだという思いでは、そういう思いは私は持っておりません。

○議長（中山 哲君） 大内直子議員。

○1番（大内直子君） それでは、4番目の質問に移ります。

令和3年12月会議で、風力発電終了後の撤去費用について「積立報告が義務化されている」という答弁がありましたが、それはどのような仕組みになっているのでしょうか。

○議長（中山 哲君） 町民生活課長。

○町民生活課長（今野和則君） お答えいたします。

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則第5条第1項第7号において、認定発電設備の年間の運転に要した費用の報告を経済産業大臣宛てに行うことが認定基準として義務づけられております。

また、運転開始後に実施されるその報告において、撤去及び処分費用の報告がなされるというようなものでございます。

以上です。

○議長（中山 哲君） 大内直子議員。

○1番（大内直子君） 今の回答によると、認定基準として義務づけられているのは、廃棄費用の積立てではなく、運転に要した費用、つまり風車を動かすのにどれくらい費用がかかったのかについての報告です。

そして、2018年のガイドラインの改正で、廃棄費用の積立てが遵守事項になりました。遵守事項とは、努力義務です。強制力はありません。

2018年の資源エネルギー庁の文書の中に、廃棄費用の報告を認定事業者の情報として公表するとあるので見てみました。G P I社の事業計画書の中にあつた青森のウィンドファームつがると、高知の大洞山ウィンドファームの事業例を見てみました。廃棄費用の積立状況という欄があつて、どちらの事業者もその欄は横線1本になっていました。この横線1本の意味を凡例で見ると、現時点で定期報告の提出が確認されていないものと書いてあります。つまり、廃棄費用を報告してないということです。

この点をエネ庁に問い合わせてみると、積立てが遅れるとか、それぞれの事情があるのはやむを得ないことで、ここに公開されている以外のことはお答えできませんという回答でした。罰則はないんですかと聞いたら、再エネ特措法でF I T認定の取消しがありますという答えでした。でも、実際は廃棄費用を積み立てていなくても、運転開始から2年たっても4年たっても、G P I社のもので一番古いので16年たっているものでも、廃棄費用の積立てなしで認定取消しになることは一切なく、営業を続けています。つまり、報告するかしないか、積立てするかしないかは、それぞれの事業にお任せしますということです。町長、これが現実です。廃棄費用の積立てしていません、事業者は。いかがでしょうか。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） そこまであまり私は詳しく調べたことはないんですけども、ただ、現実として、今、自然エネルギーに替えようという動きですね。その自然エネルギーの中心は、風力ですよ。そのときに、ここが初めて風力発電が造られるというわけではなくて、既に何基もこう造られてきております。そうした中で、今提起された問題については、当然、今までの中でも話題になっているんだろうと思いますけれども、それをどういう形であるか分かりませんが、クリアをしながら、多分、現在運転をしているのではないかといいふうにも思います。実際のところは分かりません。私、調

べたわけではありませんし。

なお、これはまだ決定したわけでないですよ、町のほうでね。それから、誘致したわけでもないですよ。ですから、いろいろこれから、仮に前に進むということになったときに、業者の方ともよく話を聞いてみなくちゃ分かりませんし、それから、これは色麻町単独でなくて、加美町も影響あるもんですのでね、その辺のところもよく打合せなりなんかをこう、意見の交換をしなくちゃならないこともあるかもしれませんので、いろいろ今言われたようなことについても慎重に、もし現実として取り組むということになったときは、判断をしなくちゃならないかもしれません。

○議長（中山 哲君） 大内直子議員。

○1番（大内直子君） 実は、先ほどの報告書の中の廃棄費用の積立状況を調べるときに、グリーンパワーインベストメントという単語で検索してもなかなか出てきませんでした。おかしいなと思って、グリーンパワーという単語だけで検索したら見つかりました。会社の名前がグリーンパワーインベストメントではなく、それぞれ、グリーンパワーつがる合同会社、合同会社グリーンパワー大月という名前になっていました。

この合同会社とは何か。2006年に施行された会社法によって、新しくできた会社の形です。この合同会社の特徴は、経営者と出資者が同じ。そして、出資者全員が有限責任社員であるということです。つまり、お金を出した人が全員社員になります。そして、その人たちは、有限責任の社員ですということです。有限責任というのは、会社が負債を抱えたり倒産した場合でも、社員一人一人が責任を負わなければならないのは、出資した金額まででよいと。例えば、会社が5億円の負債を抱えて倒産しても、自分の出資額が50万円だったならば、50万円以上の責任を負うことがないという仕組みです。

町長、廃棄費用を全く積み立てておらず、倒産しても有限責任しか負わない事業者に、大事な色麻町の財産を預けていいんでしょうか。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） それは駄目でしょう。

○議長（中山 哲君） 大内直子議員。

○1番（大内直子君） それでは、次の質問に移ります。

条例、5番ですね、このたび新しくつくる条例では、廃棄費用の積立についてどのように定めていますか。

○議長（中山 哲君） 町民生活課長。

○町民生活課長（今野和則君） お答えいたします。

廃棄費用の積立につきましては、条例で特に規定はしておりません。

撤去費用の積立報告は義務づけられておりますので、確実に遵守してもらうよう事業者には指導してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中山 哲君） 大内直子議員。

○1番（大内直子君） 事業者には指導しても無駄なことは、先ほどの説明でお分かりいた

だけだと思います。このたび議案が出された条例の中で、廃棄費用の積立てを義務づけるべきではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（中山 哲君） 町民生活課長。

○町民生活課長（今野和則君） お答えいたします。

先ほどの質問の中でお答えしたんですけれども、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則の、先ほどは第5条第1項7号で御説明いたしましたが、その8号に、当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備の廃棄その他の当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電事業を廃止する際の発電設備の取扱いに関する計画が適切であること、こういう条項が認定基準の中の一つにございます。

この内容というのが廃棄等の費用、これは、発電事業が終了した時点で必要となる風力発電設備の解体撤去及びそれに伴い発生する廃棄物の処理に関する費用でございますが、その総額を算定した上で事業計画を策定することということになっておりますので、認定基準の中にこういった計画が適切であること、こういった条件がございますので、そういった条項の中で適切に指導ができるのではないかとというふうに考えているところです。

○議長（中山 哲君） 大内直子議員。

○1番（大内直子君） 今の話は、事業を始める前にきちんと計画を立てなさいということですね。きちんと計画を立てることと、実際に積立てを実行するのは、別の話です。

太陽光発電事業について、令和3年9月に、国は、廃棄費用の積立ての制度をつくりました。今年の7月からその運用が始まります。この制度をつくったいきさつが資源エネルギー庁の資料にこう書かれています。

FIT制度では、廃棄等費用を想定した上で調達価格を算定しているが、廃棄等費用の積立実施事業者は2割以下。つまり、実際には、計画は立てたけれども、実際に積立てしているのは2割以下の事業者しかしていませんということです。それで、廃棄費用の積立てを遵守事項とし、積立ての報告を義務化した。それが先ほど取り上げた報告書です。

その後、こういうふうになります。

しかし、積立ての水準や時期は事業者の判断に委ねられるため、適切なタイミングで必要な資金確保ができないのではとの懸念が残り、廃棄等費用の確実な積立てを担保するための制度をつくることになったと。つまり、事業者任せでは積立てされない可能性が大きいので、強制的に積み立てる制度をつくったということです。その方法は、源泉徴収的な外部積立てです。電気の買取り価格から廃棄費用の積立額を差し引いた金額を事業者を支払って、その差し引いた積立金は、事業者ではない外部機関が管理するという仕組みです。これならば確実に積立てされますが、これは太陽光発電にしか適用されていません。

風力については、町の条例で定めてはどうかということを提案したいと思います。それは、事業者が積み立てる廃棄費用を会社の外に、町と共同で管理する口座に積み立て

て、廃棄費用以外には使えないようにするという仕組みです。こういう仕組みがなければ、廃棄費用は積み立てられない可能性のほうが大きいのではないのでしょうか。いかがでしょうか。

○議長（中山 哲君） 町民生活課長。

○町民生活課長（今野和則君） お答えいたします。

F I Tの認定の際にも、廃棄費用の積立てが条件とされております。

また、令和4年4月から、出力10キロワット以上の太陽光発電事業者に、廃棄費用の積立ての義務化という法令が制定されているということも承知しております。

それらの上位法によって、このように様々な認定基準であったり、そういった電気、太陽光パネルであれば積立てというようですね、様々な上位法がありますので、今度は県のほうでも、新聞等で、10月から太陽光パネルに関する条例が制定されますので、そういった整合性も図りながらということになると思うんですけども、その推移を見守るとともに、上位法によって規定されてあるものであれば、そのように事業者に対しては指導していくということで進めていけたらいいのではないかというふうに思います。

○議長（中山 哲君） 大内直子議員。

○1番（大内直子君） 上位法で定められていれば、その範囲内ということありますけれども、上位法で空白の部分であれば、条例にも規定できるのではないかと思います。もし条例で駄目だということであれば、土地の貸借契約を結ぶときにこの積立条項を入れるべきだと思うんですが、いかがでしょうか。契約のときのほうが絶対的な拘束力があります。いかがでしょう。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） いろんなそういう問題点を1つずつ拾い上げると、確かにそういう問題も出てくると思います。初めてのケースですので、仮に町として導入をする方向で考えたときに、今のようなことも、あるいは別なような問題点もあるかもしれませんが、よく先駆者といいますかね、前にやっているところの話もちょっと参考にしながら、それはちょっと判断をそのときはしたいというふうに思います。

○議長（中山 哲君） 大内直子議員。

○1番（大内直子君） それでは、7番目の質問に移ります。

その先駆者であるウィンドファームつがるの視察について、現地の案内をしたのはどなたでしょうか。また、話を聞いた現地の方は、どなたの紹介で何人ですか。当日の風の状態はどうでしたか。現地に滞在した時間はどれくらいでしたか。個人の名前ではなく、役職名でお願いします。

○議長（中山 哲君） 町民生活課長。

○町民生活課長（今野和則君） お答えいたします。

現地の案内をしていただいたのは、株式会社グリーンパワーインベストメントウィンドファームつがるの所長です。

また、地域の方は、事業者から御紹介いただきました地元の区長1人でございまして、

この区長さんは地権者でもある方で、いろいろお話を聞かせていただきました。

また、当日の風の状況は、気象庁の観測データで風速1.2メートルから3.7メートルという状況でした。

現地での滞在時間は、5時間ほどでございました。

以上です。

○議長（中山 哲君） 大内直子議員。

○1番（大内直子君） お話を聞いたのは、地元の区長で地権者、つまり利害関係者です。風車用に土地を貸して土地代金をもらった利害関係者が、風車を建てた事業者の案内で来られた町長に、健康被害ありますと言いますか。ちょっと考えただけで、あり得ないと思います。これをもって、被害はないと本気で町長はお考えですか。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 今課長が言った人たちはもちろんですけども、それから役所のほうで、つがる市の役所のほうで、副市長と担当した部長でしたでしょうか、お2人との話をさせてもらいました。

それから、帰り際でしたけれども、ちょうど市長が帰ってきたときにお会いすることができまして、二言、三言でしたけれども、市長とはね、市長とは二言、三言でしたけれども、意見を交わしてまいりました。

いずれその市庁舎、市庁舎内の副市長、それから担当した部長の話でいいますと、あそこ、そのつがる市には2社入っているんですね、この風力発電社が。このグリーンパワーインベストメントという会社と、もう1社入っているようですね。そして、このグリーンパワーインベストメントのほうの話しか聞かないんですけども、つがる市のその副市長であれ、あるいは部長であれ、このグリーンパワーインベストメントのこの発電は、地元の人たちにも何もね、大いに喜ばれていますよという話でした。

そして、その地権者ではありますけれども、その地元の区長さんという方も何一つ、この風力発電のために被害のあるような話とか、問題があるような話というのは、陰でちょこちょこっと話してもね、そういう話は一つもしませんでしたね。

山の上でないんです、ここは。もう平地にあるんですよ。だから、車ですぐに行けるんですね、そばまで。山の上に登るわけでも何でもなくてね。そういうところでしたので、場所的には、その風力発電施設からそう遠くない距離に民家もあるというふうになっておりました。

○議長（中山 哲君） 大内直子議員。

○1番（大内直子君） 全国で風力発電の健康被害が報告されています。私が知っているだけでも北海道の石狩市、稚内市、静岡県南伊豆町、東伊豆町、山口県の平生町、福島県の田村市、秋田県の由利本荘市、和歌山県の由良町。

和歌山県の由良町に、元町議会議員の由良守男さんという方がいらっしゃいます。風車によって、耳鳴り、頭痛、目まいなど、健康被害に遭われている由良さんのお話を紹介します。

健康が優れないことを役所に訴えても、因果関係が科学的に証明できないと取り合ってくれない。最もひどいのは、補償が欲しくてそんなことを言っているんだろうと言われること。健康被害は全ての人に起こるわけではなく、地域の中でも無理解な態度、発言をする人たちが少なからずいる。被害者は声を上げることができない。こうおっしゃっています。

つがるの話に戻ります。

ウィンドファームつがるの画像を見ました。きれいに区画整理された田んぼがどこまでも続く広い土地に、風車が規則的に立ち並んでいました。全部で、G P Iは全部で38基あるそうです。この画像を見て、この地域一帯に相当な数の利害関係者がいるのだと思いました。こういう地域で、たとえ健康被害に遭う人がいても、声を簡単に上げられるとはとても思えません。

先ほどの由良さんの話を聞いたとき、私は非常に身につまされました。ああ、色麻でも全く同じだ。そして、つがるの風車が立ち並ぶこの地域も同じだと思いました。一言で言えば、空気が支配する地域。地域の有力者や利害関係者に遠慮して、忖度して、その空気を読んで、物を言えなくなってしまう地域。

町長はつがる市長にお会いになって、健康被害はないという話を聞いた。これについて、市長がうそをついているとは思いません。でも、耳に届いていない可能性はあります。風車の立ち並ぶ地域の中で、利害関係者が大勢いる中で、被害があっても声を上げづらい状況があるかもしれないと思います。

それから、現地での滞在時間5時間。5時間では低周波を感じることはできません。2か月も3か月も低周波にさらされて、ある日突然、感じるような体になってしまう。低周波被害とはそういうものだと言われている方々は言っています。

町長が見てきたことは、健康被害がないという状況証拠にすらならない。私はそう思います。いかがでしょうか。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 一人一人、数多く聞いたわけでありませぬので、確かに、聞いた人がそう言ったと言えればそれだけのことなんですけれども。

それから、石巻のほうも私行ってきたんですよ。あれは旧河北町になるのかな、旧河北町かと思えますけれども、あそこにも行ってきました。そこでも区長さん、その地元のですね、区長さんと会計を担当した方だったのでしょうか、お二人に来ていただいて話を聞いてきたんですけれども、その地区の中で、風力発電とは1キロ以内だったそうですけれども、その地区でも問題は何か一つ今は出てませぬっていうふうに言っていましたし、音とか健康被害とかということも、今のところ、うちの地区では何もそういう話は出ていませぬと、そういうことは言っていました。

ただ、それが全てだかどうかと言われますと、それはまだ何とも言えないところもちろんあるし、今大内議員が紹介されたように、現にそういう方もおりますよと言われれば、それはそれでやっぱりおると思います。

ですから、その辺のところもよくこれは考えていかなくちゃならないんですけれども、ここで、やっぱり議会の皆さんもどうぞそういうところに行って、いろいろな人たちに話を聞きながら、遠くのほうからの話じゃない、実際に行ってみてですね、そういうところのお話も聞いてみて、そうしますれば、多分話もかみ合うかもしれませんので、私が行って聞いた話の段階では、そういう健康の被害とか、問題が出ているようなところはありませんでした。

○議長（中山 哲君） 大内直子議員。

○1番（大内直子君） では、8番目の質問に移ります。

風力発電について、町長はどのような検討をした上で結論を出すのですか。今、その検討作業をしているのでしょうか。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 検討作業は、まだしているわけではございません。

環境アセスメントの手続では、今後は事業者においては、現地調査を踏まえて準備書を作成ということになりますので、本町としては県知事から意見書の提出を求められた場合には、役場の各課横断的に意見の取りまとめを行って、これから手続の状況について注視をするというふうにしていきたいと今のところは思っております。

○議長（中山 哲君） 大内直子議員。

○1番（大内直子君） 県から意見書を出すように言われたら出します。関係各課の意見を取りまとめて出しますと。全く受け身の姿勢だと思います。そして、町民の生活の視点が全く入っていないと、そういうふうに思います。

令和3年4月27日の色麻町長の意見書、ここには大事な指摘がたくさんあります。

まず、低周波音について、意見書にはこう書かれています。低周波音は障害物などがあっても迂回して音が届き、むしろ障害物と共振・増幅するという特性があるが、風力発電の超低周波音においても同様であり、健康被害が懸念される。

これはまさにそのとおりで、色麻町長の指摘はすばらしいと思いますが、それに対して事業者が取った行動は、つがる市に町長を案内して地権者の声を聞かされただけ。健康被害の問題に真摯に向き合っているとは、とても思えません。

次に、野生動物については、意見書にこう書かれています。イノシシやツキノワグマ等による農作物の被害が発生しており、風力発電施設の設置に伴い、行動範囲の拡大が予想されることから、その対策を検討し、必要な対処方法を明確化することとあります。

色麻町は、先日、イノシシ対策で表彰を受けました。イノシシの被害が以前より少なくなつて、町民の努力の成果が現れてきていると思います。でも、風力発電が稼働することによって、せつかくの努力がまたやり直しにならないのか、きちんと検討しなければならぬと思います。

2回にわたる宮城県への意見書の中に、町長の意見として、たくさんの重要な指摘があります。国や県の方針を待っているのではなく、町が独自に詳しい調査をするべきではないでしょうか。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 調査も限りあると思いますけれども、全て調査をという考えは今のところは持っていません。

つがるのほうに行ったのも、向こうのほうからぜひ来てほしいって、来てみてくださいといは一度は言われましたけれどもね、役場に来たときに。大分時間たってからそういう、こういう問題もありますので、じゃあ行ってみようかということであってね。

何も待遇受けたからいいようなふうに言っているわけじゃないんですよ。何も待遇受けていませんからね。お茶1本だけだから、あてがってもらったのね。何も待遇受けていませんから、私は思ったようなことだけ言っているだけですので、決してこの言葉に飾っているわけでも何でもございません。

それから、いずれにしましても、これは風力発電関係については、今のところ、今も前に進めるか戻るかということについては、まだニュートラルだということ。そのままなんですけれども、いろいろ町民に迷惑をかけるようなことだけは絶対ないようには当然しなくちゃなりませんので、その辺のところも慎重に判断をしたいと思います。

○議長（中山 哲君） 大内直子議員。

○1番（大内直子君） 八森山風力発電の計画地は、色麻町名義の土地が33%、色麻町域にあるのが79%です。風車の運搬路は、傾斜の緩い南斜面になると予想されます。風車の建設工事と維持管理を考えたら、やはり雪解けの早い南斜面、つまり色麻町側になると思われます。町長が反対すれば、この計画は振出しに戻ります。町独自のいろんな角度からのバックデータをそろえた丁寧な調査をして、その上で結論を出すべき時期に来ているのではないのでしょうか。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 今結論を出すべきかどうかについては、まだ考えていないんです。もう少し様子を見させてもらいたいというふうに思っています。

○議長（中山 哲君） 大内直子議員。

○1番（大内直子君） では、9番目の質問に移ります。

令和3年12月会議で、町長は原発のことに言及されました。女川原発の再稼働について、地方自治体の長として、どのような考えをもって反対しているのかお聞きします。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 原発に関しては、まず新たに造る。新たに造るということについては、前から私はいかがなものかと思って、反対のほうの考えを持っていました。

ただ、この再稼働なんですけれども、女川原発はこれ再稼働なんですけれども、できれば再稼働も、私はもう終息すべき方向に向かうべきだというふうに思っているんです。

そういうようなことを考えながら申し上げたんですけれども、そして、やっぱりこのエネルギー、じゃあエネルギーはどうすんだということになるわけですので、当然その代替は自然エネルギーのほうにかじを切るべきではないだろうかということをお聞きしました。

ただ、市町村長会ときは、ほとんど地元が賛成しているんだから、地元がいいというならいいんでないかいということ、結果的にはですよ、そういうようなことで、再稼働ありきのようふうになりましたけれども、私は今言ったような思いを持っていましたので、私は反対の方向の意見を述べたわけでした。

○議長（中山 哲君） 大内直子議員。

○1番（大内直子君） 2020年の9月7日の河北新報のアンケートの中で、町長は女川原発の再稼働について、県知事が地元同意をすることには反対という立場を表明されました。また、再稼働については、どちらかという反対というアンケートにお答えになりました。これはどういう思いからなのか、もう一度お聞きします。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 前段で申し上げたとおり、と同じなんです。そのとおりで、そのようなふう判断をしたもんですから、そのような発言をしたと、こういうことです。

○議長（中山 哲君） 大内直子議員。

○1番（大内直子君） それでは、町民の健康とか生活環境、それと再生可能エネルギーの推進と、この2つで町長としてどちらを優先するとお考えですか。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） それは二者択一ですか。（「優先順位です」の声あり）

それは町民の健康というのを除いて、あるいは町民の生命、財産ということを、それより優先するものはございません。そういう前提であっても、今の自然エネルギーのことに限っては、同じそのテーブルで考えるものではないのではないかという思いはあります。

○議長（中山 哲君） 大内直子議員。

○1番（大内直子君） 温暖化対策は人類の課題です。でも、再生可能エネルギーだからといって、何でも許されるわけではないと思います。

環境省の風力発電に関する疫学調査の中で、ケースコントロール研究という調査があります。この調査の目的は、風力発電施設における超低周波音が睡眠に影響を及ぼしているかどうかを明確にすることと書かれています。この研究の対象となる住民は、風車から約1.2キロから1.7キロの範囲に住んでいる住民の中から、自宅から風車の音が聞こえないと回答した住民25名を対象にしています。その結果はどうだったか。対象者25名、風車の音が聞こえない25名の中で、睡眠障害があると答えた人が13名、約半数。ないと答えた人が10名、回答なしが2名。つまり、風車の音が聞こえないのに睡眠障害がある人が55%に及ぶ、半数以上だということです。これが超低周波音の影響です。

温暖化対策はしなければならない。けれども、まずは町民を考える。万が一でも町民が犠牲になることは避ける。その上で、温暖化対策を進めるための具体的な方法を考える。これが順序ではないでしょうか。

町長は、12月会議で、自主財源というものを考えると、できればプラスの方向になればという発言をしています。自主財源、つまり風力発電の固定資産税などが入れば助か

るというのが正直なところかと思えます。でも、お金と引換えに町民が犠牲になることは、絶対にあってはならない。町民にとって最後のとりで、よりどころは町です。その町に見放されたら、町民はどこに行けばいいのか。誰一人取り残さないというのは、町が町民のために最後のとりでになるという宣言ではないでしょうか。いかがでしょうか。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 私は町民を犠牲にするつもりはないんですよ。別に町民が犠牲になってもやらなくちゃならないなんては、少しも思っていないから。それはそのとおり、当たり前のことなんですけれどもね。

ただ、話をちょっと替えて、もしこのエネルギー関係については、私が考えるまでの範囲の話だと思えますけれども、国の政策の中で決まっていくものだとは思いますが、極論をすれば、原発か再生エネルギーかではないですかね。自然再生エネルギーを駄目だとすれば、やっぱり原発を造っていくということしかないんじゃないでしょうかね。極論すれば、だと思えますよ。

だから、私は最初言ったように、原発については終息すべきだという考えなものですから、ですから、自然再生エネルギーに切り替えるべきではないだろうかという、これが私の基本的な考えです。だから、色麻町どんどん造ってもいいかって言われるのは別ですけどもね。それとは別ですけども、基本的な考え方としてはそういうふうに思っています。繰り返しますけれども、だからといって、町民を犠牲にする気はございません。

○議長（中山 哲君） 大内直子議員。

○1番（大内直子君） エネルギーをどうするか以前に、自治体の長としては、町民の生活が一番だと思います。町民の生活を守ることが一番だと思います。それをやって、その後、じゃあエネルギーをどうするのかということを考えなければならない。風力発電でなければ原発というのは、ちょっと短絡的だと思います。もっといろいろあると思います。それを町民の生活をちゃんと犠牲ないように考えた上で、考えることは私はたくさんあると思います。必ずしも原発ではないと思います。

1番目の質問はこれで終わります。

○議長（中山 哲君） 1番大内直子議員にお諮りいたします。ただいま一般質問続行中ですが、休憩後にお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、休憩後にお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午後2時58分 休憩

午後3時13分 再開

○議長（中山 哲君） 休憩を閉じて会議を開きます。

休憩前に引き続き、一般質問を続けます。1番大内直子議員。どうぞ。

○1番（大内直子君）では、2番目の質問に入ります。

男性の育休制度について。

まず、1番の町職員の配偶者出産休暇制度、育児参加休暇制度の取得状況についてお聞きします。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 大内直子議員の2つ目の質問がありましたので、回答を申し上げたいと思います。男性の育休制度ということのお尋ねでございます。

各休暇取得の対象となる配偶者が出産した職員数ですけれども、平成30年度が2名、令和元年度が2名、令和2年度が4名、令和3年度が2月末現在2名となっております。そのうち、休暇制度を利用した職員は5名となっております。

以上です。

○議長（中山 哲君） 大内直子議員。

○1番（大内直子君） それでは、2番目の質問に移ります。

男性職員の育児休業制度の取得状況はいかがでしょうか。お聞きします。

○議長（中山 哲君） 総務課長。

○総務課長（鶴谷 康君） 男性の育児休業の取得状況ということでございますけれども、令和2年度までは取得をした職員はおりませんでした。今年度、職員として初めてとなりますが、1名取得をしております。

以上でございます。

○議長（中山 哲君） 大内直子議員。

○1番（大内直子君） ありがとうございます。

では、3番目の質問に移ります。

育休に入ると、育児、家事など様々な「初めての仕事」にぶつかることが予想されます。育休期間中にどういうことをしなければならないか、今後、育休を取る可能性のある職員に研修等を行うことは考えているでしょうか。

○議長（中山 哲君） 総務課長。

○総務課長（鶴谷 康君） 平成29年に色麻町次世代育成支援対策に関する特定事業主行動計画というのを策定しております。その中で仕事と家庭の両立ができるよう、育児休業などを取得しやすい環境の整備というものを掲げております。これは、男性、女性どちらの職員にも当てはまるということになりますけれども、子供の出生予定のある職員から相談があった場合などは、育児休業のこの制度とか、休暇の制度の手続とかなどを説明を行うことにしております。

今後、その取得のある職員に対して研修会ということでございますが、この研修会のほうで実施していきたいということで考えております。

以上です。

○議長（中山 哲君） 大内直子議員。

○1番（大内直子君） 男女共に子供の出産予定のある職員から相談があった場合ということでしたが、これまで男性が育休を取りたくても取りづらい理由の大きな一つが、職場の言い出しにくい雰囲気でした。みんなが忙しく働いているところに穴を開けたらいい顔はされないだろうなと思うと、なかなか言い出せなかったというのがあります。それが、4月から施行される改正育児・介護休業法によって、意向確認が義務化されます。つまり、本人またはパートナーが出産することが分かれば、育休を取るのと聞くことが企業に対して義務づけられます。ぜひ色麻町も育休を取りやすい職場になってほしいと思います。いかがでしょうか。

○議長（中山 哲君） 総務課長。

○総務課長（鶴谷 康君） 全くおっしゃるとおり、4月から法改正がございます。

我がほうのもしかしたら条例の改正が必要になるかもしれませんので、その場合は年度内に御提案させていただきますが、今その辺ちょっと精査をしておりますので、まだ何とも言えないんですが、今議員がおっしゃられたような方向で町のほうでは考えております。

○議長（中山 哲君） 大内直子議員。

○1番（大内直子君） 研修会についてなんですけど、まず、男性が育休を取ったときに、そのパートナーの女性に実際どうだったかということ聞いたアンケートがあります。とても助かった、よかったという声がたくさんある一方で、休みだと勘違いして自分の趣味の時間に使ってしまった、かえって負担が増えたという声も聞かれます。育休は休みではなく、家庭の中に入って働くことなんですね。育児や家事や、これまで多くの男性が経験していなかったことを初体験することです。ですから、何をどうするのか、あらかじめ知識や心構えがなければ、いきなりその場に放り込まれてもなかなか大変です。

積水ハウス株式会社では、2018年より、男性社員1か月以上の育児休業完全取得を実施しています。男性の育休取得に関して、国内でもトップクラスです。積水ハウス東北工場に行って、お話を聞いてきました。イクメンガイドブックというのを作ったり、あるいは家族ミーティングシートというのを作って、事前に家族で話し合う仕組みにしたり、会社を挙げて充実した育休にする取組をしていて、参考になると思います。

また、ある会社では、女性職員が中心になって研修を行ったという例もあります。

充実した育休になるような取組を色麻町でもぜひ考えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（中山 哲君） 総務課長。

○総務課長（鶴谷 康君） 大企業のやっている方策をそのまま町にも当てはめるということはなかなか難しいと思いますが、その制度の範囲の中で、しっかりと使えるようなところを100%使っていただけるような方策は可能かと思います。そこから飛躍した部分に関しては、やはりその一般の企業とか、一般市民の考えと違ったりするということにならないように、その辺を注意しながら、その制度を有効に活用できるよう誘導して、誘導といいますか、お知らせをしていくということに力を注いでいかななくちゃならない

んだらうなど。そういう時代になってきたという認識でいますので、議員が望まれるその休暇制度の内容になるかどうかはまた別として、公務員、地方公務員としての限られたその制度を有効に、満額使えるような方向で支援していくという方向で、考えていかざるを得ないんだらうなどというふうには考えております。

○議長（中山 哲君） 大内直子議員。

○1番（大内直子君） では、4番目の質問に移ります。

育休を取る男性職員が増えることによって、どのようなプラスの影響があるとお考えでしょうか。

○議長（中山 哲君） 総務課長。

○総務課長（鶴谷 康君） 職員本人にとってのプラスの影響というものは、子供を持ったことに対する喜び、それを御夫婦で実感できる時間が増えるということ。育児休業から復帰した後も、仕事と育児の両立がスムーズに可能になっていくのではないかとということが考えられるのではないかと考えております。

それから、職場にとってのプラスの影響でございますけれども、男性のその育児参加ということへの理解が深まるだけではなくて、その他の休暇、年次有給休暇だ当たりの取得に対しても、理解のある職場になっていくんだらうということが考えられます。いろいろと考えられることありますけれども、プラスの影響が非常に大きいというふうに考えております。

○議長（中山 哲君） 大内直子議員。

○1番（大内直子君） 前回の12月会議のときの、そのときは質問できなかったんですけども、時間がなくなってしまって。そのときの回答書に、色麻町で育休で休む人が出た部署で仕事のやりくりが困難な場合は、臨時の職員を使う用意もあるということが書いてあったと思うんですけども、民間企業では多分そこまでしないだらうと思って、その点も積水東北工場に行ったときに聞いてきました。やはり新たに雇うことはせずに、いろいろ工夫しているということでした。一つは、仕事を属人化しない。その人がいないと回らないようなことはできるだけ避ける。それでもどうしても駄目なときは、育休を分割して取るようにすると。その男性が出社する日を決めて、その前後で育休を分割する仕組みです。

色麻町では、育休の分割取得はできるでしょうか。

○議長（中山 哲君） 総務課長。

○総務課長（鶴谷 康君） その細かい取得の中身までちょっと把握はしておらないんですけども、12月会議の答弁でもあったように、どうしても抜けられない、抜けられると困るというような場合は、そういう会計年度の人の配置というものも考えますよと。ですから、できるだけお休みを取ってもらってもいいですよというその風潮というんですかね、そういう方向も考えるということになります。その部分部分で取れるかどうかというところまでちょっと即答できないんですけども、考え方としては。

あと、前段で話したように、その人がいないとできないよという体制をつくらないよ

うにするという、その理想的な考えではあるんですが、なかなか職員の数も限られておりますし、当然定員というものも決まっておりますので、そこまでできれば一番いいですけれども。昭和の時代ですとそういうこと幾らでも可能だったんですが、平成、令和となって、なかなかそういうことになってくると難しくなると。その方が抜けるとなると、誰かそこに入って、代わりの人を準備しないとできないということもあつたりしますので、その辺は積水さんのようなふうにはなかなかできないんですけれども、これもちょっとなかなか難しい。そのような理想な状況にはなりづらいということは、これは否めないんだろうなというふうには思います。

ちょっと今確認をしてみますので、この質問の時間の間に答弁できるようにちょっと調べます。

○議長（中山 哲君） 大内直子議員。

○1番（大内直子君） これは、例えば30日やるとしたら、ある日を境にちょっとずらすというだけで、決めようではないかなと思うんですが、そこはまず調べていただいてからお聞きしたいと思います。

もう一つ、その企業で行っている工夫ですね、新たに雇わないで工夫していることの一つに、育休を取る職員の仕事を徹底的に分割して、仕分して割り振る。これはどこでもやるわけですけれども、それと同時に、職場内でも仕事を徹底的に見直して無駄を省く。無駄な会議はやめる、短くする。育休が終わった社員が復帰すると、結局残業の少ない職場になるということなんですね。仕事はもちろん手を抜かずに、無駄を省くことで残業を少なくする。そうすれば、職員一人一人の個人の時間も増えるし、働きやすい職場にもなると思います。臨時の職員ということを考える前に、ぜひ職場内でのそういう取組をすべきだと思います。

最後に、男性職員が育児、そして家事を身につけることで、物事の見え方が変わってくる、世界が広がると私は思います。世界が広がれば、仕事に必ずいい影響があると 생각합니다。ぜひ職場の改革も含めて取り組んでいただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（中山 哲君） 総務課長。

○総務課長（鶴谷 康君） まず、仕事を分散するというようなことは、当然やってはいくんですけれども、それでもまだちょっとなかなか難しいというところではあります。

午前中の6番議員の質問の中でもあつたんですけれども、時間外というものに関しては、やはりいろいろ個人差があつたり、あるいは配置後の慣れるまでの期間とかですね。そういう部分があつたりしますので、一概に時間外を縮小とかなんとかというのは、これは常にそういう体制ではいるんですけれども、なかなか減らないというところもあつたりして、非常に難しくは感じています。そういう、ただ難しいということではなくて、なるだけその時間外は減らすという方向で考えてはいるんですけれども。

あとは、家事ですね。家事の参加云々というのは、それはいろいろと理想的な話はあると思うんですが、そこまで職場として強制するわけにも当然いきませんので、あく

までその人の考え、自主性を尊重しながら、そうしたいという方に対してはそうできるような支援ができればなというところで、担当の部署としてはそのような考えでおります。

○議長（中山 哲君） 大内直子議員。

○1番（大内直子君） これでこの質問終わりで、3番目に行くんですけども、いいでしょうか。いいですか。

○議長（中山 哲君） すみません。先ほどの質問の答弁は、後ほどということによろしいですか。後でね。どうぞ。

○1番（大内直子君） では、3番目の町民提案型まちづくり事業についてお聞きします。加美町には、「町民提案型まちづくり事業」という事業があります。

地域でこんなことをやってみたい、こんな地域になったらいいなど、そういうことを具体的に行動したいグループや団体の方々をサポートする事業は、色麻町にはありません。今、色麻町が必要としているのは、若者から高齢者まで年齢を問わず、このような意欲のある方々の力だと思います。町民の自発的、創造的な活動をサポートする制度をつくる必要があるのではないのでしょうか。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 大内直子議員の3つ目の質問がありましたので、回答を申し上げたいと思います。

今の質問の中にお隣の加美町のことがありましたけれども、加美町の町民提案型まちづくり事業でございますが、町民が主役のまちづくりの推進と、町民ニーズに合った公共サービスの提供を目指して、町民による活動団体等が企画、提案をし、実施する事業の費用の一部を町が助成する支援制度でございます。企画の募集に当たっては、各部門よりテーマを募り、幅広い募集が行われているようでもございます。加美町における補助の上限額は、1事業について30万円で、補助の継続期間は3年間、外部有識者を含む委員会による審査があり、補助額が減額される場合もあるということのようです。

さて、本町の第5次長期総合計画の基本計画、持続可能なまちづくり分野において、第4次に引き続き、住民参加と協働のまちづくり推進を掲げております。目標実現のための施策として、町民による魅力的で将来性のある事業提案制度とその支援についての検討を挙げております。町民提案型まちづくり事業はまさにそのものであって、現在、事業に関わる課題等も併せて検討をしつつ、事業の実現に向け前向きに取り組んでまいりたいと、このように考えております。

○議長（中山 哲君） 大内直子議員。

○1番（大内直子君） ぜひよろしく申し上げます。

これで質問を終わりにします。

○議長（中山 哲君） 大内議員、先ほどの回答は後でよろしいですか。（「はい」の声あり）分かりました。

以上で、1番大内直子議員の一般質問が終わりました。

次に、10番天野秀実議員の一般質問の発言を許可いたします。一般質問席にて発言をお願いいたします。天野秀実議員。

〔10番 天野秀実君 登壇〕

○10番（天野秀実君） まさか指名されるとは思っていなかったものですから、動揺しております。私で11番目ということで、これまで私の前に10の方が一般質問を終えたところです。（「10番」の声あり）10番だそうです。今回10名が登壇したということで、いろんなことがあったと思います、執行部にはね。つらいこともあったかもしれません。また、うれしい提案もあったかもしれませんが、最後ですので、ここはひとつ腹筋に力を入れて町長には回答をいただきたいと思います。

そこで、1点のみ通告をしておりますので、要件、要領を得た質疑を、質問をしていきたいと思いますので、よろしく御回答のほどお願いしたいと思います。

そこで、産業振興についてお伺いをしております。この産業振興についてですが、まず私から言うまでもなく、もう既に御存じですのであれなんです、しかし、改めて定義をしておきたいと思います。産業振興というのは、その土地の生産物、自然環境、人材など、これを地域の財産として、地域の資源として、その地域資源を生かし挑戦を続ける事業者を支援すると。そして、新たに継続、発展できる産業構造をつくり出していくと。これが税収の増、それから人口の増につながっていくものであろうと信じながら、これまで産業の振興に力を入れてきているということは理解しておりますので、その辺も踏まえてお伺いをいたします。

一つ、我が町の産業の現状はどのようになっているのか。第一次、第二次、第三次産業の現状について、売上げ、従事者数の推移を示していただきながら、お伺いいたします。

2つ目として、過去、現在の産業構造を踏まえると、我が町はどのような特徴を持った自治体だということになりますでしょうか。お伺いをいたします。

3点目、今後の産業振興の在り方についてお伺いをいたします。

4点目、本日現在、本日現在ですかね、色麻町産業別人口について、どのようになっているのかお伺いいたします。

まず初めに、以上4点についてお伺いいたします。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 天野秀実議員の質問がありましたので、御回答を申し上げたいと思います。天野議員から言われるまでもなくて、どの質問者の方に対しましても真摯に回答を申し上げているつもりであります。

まず、1番目の産業別の売上げ及び従事者数ということがありましたので、その点についてまず回答を申し上げたいと思います。

本町の第一次、第二次、第三次、それぞれの産業別の売上げ、従事者数の推移でございますが、平成24年及び平成28年の経済センサス調査結果から、次のとおりとなっております。なお、令和3年度に実施した経済センサス調査の結果の速報値は、本年5月頃

の公表を予定しておりますので、現時点では平成28年経済センサス調査が最新の数値となりますので、それでお答えを申し上げます。

平成28年の経済センサスでは、第一次、いわゆる農林漁業、第一次産業、農林漁業、売上高が133億7,600万円、従業者数407人。第二次、製造業、売上高が316億8,000万円、従業者数847人。第三次、運輸、郵便業、小売業、サービス業等でありまして、売上高が65億1,400万円で、従業者数は855人です。

ちなみに、平成24年、その4年前ですけれども、これは、第一次の農林漁業で売上高が148億1,900万円、従業者数は523人。第二次、製造業では、売上高が187億1,400万円で、従業者数は769人。第三次の運輸、郵便業、小売、サービス業等では、売上高が62億3,900万円で、従業者数は1,206人ということになっております。

平成24年及び平成28年の経済センサスにおける売上高及び従業者数を比較いたしますと、第一次産業では、売上高で約14億円の減少、従業者数で116人の減少。第二次産業では、売上高約130億円の増加、従業者数は78人の増加。第三次産業では、売上高で3億円の増加、従業者数351人の減少という状況でございます。

次の我が町の産業構造の特徴あるいは今後の産業振興の在り方、そして本日現在の産業別人口については、担当課のほうから説明をさせたいと思います。

○議長（中山 哲君） 企画情報課長。

○企画情報課長（菅原伸一郎君） それでは、我が町の産業構造の特徴ということについてお答えを申し上げます。

本町の産業構造の特徴は、第一次産業の農業において、基幹作物である米を中心に野菜、畜産などの複合経営を行っており、第二次産業では、住宅産業、電子機器製造業及び自動車関連産業が中心となっております。第三次産業では小売業が中心となっており、サービス業において売上高が増加している、そのような状況でございます。

本町の基幹産業は、農業でございます。

また、製造業の多くが工業団地に集積しており、小売業及びサービス産業は町内全域に点在している。

各産業においては、人口が減少する中において働き手不足の課題に直面しており、これに対応するための生産性向上のための構造改革が必要になってくるものと思われま

以上でございます。

○議長（中山 哲君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼愛宕山公園管理事務所長（山田栄男君） それでは、私のほうからは、3番の今後の産業振興の在り方について御回答申し上げます。

本町の農業分野でございますが、先ほどからの御回答のとおり、水稻を中心として野菜、畜産との複合経営の確立を促進してまいりました。

高齢化、後継者不足など農家数は減少傾向にある一方で、集落営農組合、法人化などの組織が進み、1経営体当たりの経営面積の規模拡大が図られているところでございます。さらに新たな人材の確保に努めるとともに、育成や担い手の規模拡大について、農

地中間管理機構などとともに、連携して進めていく必要があると考えております。

また、企業誘致では、近隣自治体への自動車関連や高度電子関連、食品関連企業の進出により、本町における工業環境も日々変化している状況でございます。

昨年、大原工業団地へ株式会社ラドファの誘致が決まりましたが、今後も企業誘致を目指し、団地造成を進めているというような状況でございます。農業振興と団地造成という面では、相反する部分もあろうとは思いますが、町として全体的なバランスを考えながら推進していくことが重要だろうと考えております。

○議長（中山 哲君） 企画情報課長。

○企画情報課長（菅原伸一郎君） それでは、最新の産業別人口についてお答えを申し上げます。

直近の調査では、令和2年国勢調査による集計が最新の数値となっておりますが、産業別就業人口等の集計結果は、国におきまして今年5月以降の公表が予定されてございます。現時点では把握いたしておりませんので、現在公表されております平成27年国勢調査による集計結果を申し上げます。

第一次産業735人、第二次産業1,312人、第三次産業1,777人、以上となっております。以上です。

○議長（中山 哲君） 天野秀実議員。

○10番（天野秀実君） 私、私の持っている資料もちょっと年度ごとにばらばらなものが入っていますので、平成27年の国勢調査に基づいた、同じこれを基に、時々これも織り交ぜながら進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

そこで、これ、中小企業庁が出してる資料なんですけど、今後、基礎的な自治体、基礎的な自治体って、色麻町も含めてその自治体を取り巻く環境がどうなっていくかということ、急激な少子高齢化の進行、それから高所得層住民の定年を迎えること。これから、遠からず財政収入の激減期を迎えるおそれが高まっているという、これはどこでもそういう分析をやっているんですけど、そして共通する課題として、産業振興の必要性を強調しています。その産業振興を行う場合、地域の強みは何か、それから弱みは何か、これを見据えた独自の産業振興の戦略を整えていくことの必要性、このことが指摘されているようです。

そこで、こういったことをピンポイントで、将来どうあるべきなのかということについて議論が深められたら幸いだと思っておりますので、そういう立場で議論させていただきます。

そこで、町長は以前、企業誘致でいろいろ御努力されているとき、色麻町と言ってもなかなかその色麻町のことを知っている人が少ないというか、いないというような話をされていたなということをお憶しております。そこで、我が色麻町をそういった方々にお伝えするとき、色麻町というのはこういう町だよということを説明していると思うんですが、どのような御説明をされているのかどうか。必ず説明していますから、その辺をまずお伺いしておきたいと思っております。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 確かに、知名度がいまいちだというふうには感じてきました。それは、うちの町だけではないんですよ。これは、例えば松島のように日本三景だとか、あるいは蔵王は、蔵王は蔵王のね、ああいうところがあってどうのこうの。そういうところは別として、やっぱりこの知名度という点からいきますと、本町の場合はいまいちなんですね。

その紹介するときにはということなんですが、今やっぱり一番強みなのは、仙台圏と距離がどの程度にあるかということが私は一番強みだと思ってんですよ、実は。ですから、それを、車で1時間ぐらいですからね。そういう、いわゆる言ってみれば地理的なことについて、ある程度そういう紹介をしながら、土地もそう高くありませんよとか。あるいは、近くには高速道路も走っていますよとか、そういうようなことを紹介をしながら、町の位置づけ。

あるいは、うちの町はこういうことで少し名前は通っているはずだということで、かっぱなども利用させてもらったりね。

それから、あまり今はどうか知りませんが、エゴマ関係も、健康には大変よい食品で、日本では量的には本町が一番でしょうといったようなことなどを紹介しながら、何とか分かってもらえるような話をしております。

以上です。

○議長（中山 哲君） 天野秀実議員。

○10番（天野秀実君） 何か曖昧模糊で、どういった町なのかよく、もしかしたら伝わらない可能性もあんのかなと思って聞いていたんですがね。

そこで、これまでの色麻町の指標を抜き出してみると、これまでの政策の歩みというか、色濃く表れていると私は理解しているんですよ。ですから、それを踏まえながら、まず色麻町というのは、私がどう思っているのかなんとかということではなくて、どういう町かというのが数字に表れていますので、ざっくりとこれを説明しながら、将来を展望してみたいなと思っています。

それで、私、今から30年くらい前、広島副知事をされた方で、これ、総務省の官僚の方が、広島の財政を立て直すために副知事をやられたと思うんですが、その方をお招きして、大崎の議員の人たちが自前でお金を出し合って、研修会を何回かやったんですよ。そのとき、もちろんここにおられる中山議長も一緒にそこに参加されて、財政カードとか、類似団体比較カードとか、これらをどうやって読み取っていくのかということについて、何回かやりました。そこには仙台市の職員とか、ちゃっかりとただでここに来て一緒に研修したという思いがありますが、その頃の若いときの気持ちを思い出しながらやってみたいと思っています。

そして、今回は単純比較、単純比較することによって、うちの町の特徴を抜き出してみたいと思っています。

そこで、最初はざっくり、もう皆さん当然分かっていることなんですが、取りあえず

下地をつくっておきたいと思いますので、全国に、私1,600くらいの自治体だなというのをじっくり記憶しているんですが、正確に調べてみたら1,781団体ありました。そして、宮城県は35団体。この中で、色麻町がどういうところに位置しているのかということのをちょっと改めて確認してみました。

これ、人口、すみません、これは最後に示された2017年の統計を基にちょっとやらせていただきますから、今のとちょっと、ダイレクトとは違いますので、このときの統計によりますと7,238人。そして、全国で1,718団体、要するにじっくり1,700団体の中で、どのくらいの順位かということ1,360位。宮城県内では35団体のうち32位という、非常に人口の少ない団体に入っていくと。

そこで、労働人口なんですが、その町の基本中の基本というのは産業でありますから、この産業があってこそ芸術とか文化とか教育があるわけですから、最も重要なところで。第一次産業、これが735人、それから第二次産業が1,312人、第三次が1,777人で、これ、全国は抜かして、宮城県内で第一次産業の人口が18位、35団体のうち18位、そして第二次産業、第三次産業は32位となっています。

そして、我が町の面積なんですが、約110キロ平米、これは宮城県内で16位。耕地面積が28キロ平米、これ13位、ここをどう捉えるかということなんですが。

そして、特徴的なのが人口密度、これが1キロ平米当たり、これ、今2,000戸あるとすると、1キロ平米当たり18戸が存在して、約3.5人の方が一つの家に住んでいるという、このことを捉えて、私は色麻町に極めて高い勝機があると見ているんですよ。これが将来の武器になると私は見ているんです。

そこで、町長は先般、過疎の指定を受けたほうが何か楽なのかもしれないというようなお話をされましたが、財政的なことを考えればもしかしたらそうなのかもしれませんが、私はこれから戦略的に、町がしぼんでいながらも人口増の間違いない仕組みをつくっておかなければならないという、そういう思いがあるんですが、これだけ広い面積の中に少ない人口がいて、そして戸数はどんどん増えていっていると。これと、人口が減っていくわけだから、産業はこのままにしておくと衰退をしていく可能性があるというとき、じっくりと言って、この人口を、私はどうも人口を増やすという考えはないのかなという受け止め方をしているんです。これ、誤解であったとすれば申し訳ないんですが、要するに、なるだけ減らないようにしていきたいという、そういうお考えを示されておりますので、それらを踏まえて今後の産業振興の在り方について、ちょっとじっくりとでいいですから、方向性を町民の皆さんにお知らせいただけたら幸いです。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 今、本町の地理的な条件あるいは状態、それが今述べられておったようですけれども、町を紹介するときに、例えば会った人に、例えば特に会社関係で企業を誘致したいというときに、この話では駄目なんです。やっぱりね。色麻町の場所は、もちろんこれは、どこにあるのだからということをつかんで話さなければならぬから、

こうこうこうというのはいいんですけれども、やっぱりそういうことでなくて、何かに訴えなくちゃなりませんので、土地がいっぱいあっからって言ったってどうにもならなくてですね。

今話、私が最初に答弁をした話と、今天野議員からいろいろ立地的に町の状況をお話ししたことについては、それはそのとおりですけれども、目的として話す場合の若干視点が違っておりますので、曖昧模糊というふうな話もされましたけれども、そういうことでございました。

そして、本町は、いろいろ確かに人口も減ってきました。それでも、いつも思うんですけれども、今独り暮らし世帯というの結構多いんですね、これはどこの町でもなんですよ。けれども、しかし、県内で高齢者、いわゆる65歳以上の高齢者で、独り暮らしの一番少ないところは色麻なんです。これは独り暮らし、極端に色麻は少ないんですよ。それから、一番多いのは、たしか仙台、富谷、あの辺だったかと思えますけれども、そういうことと言えば、家族、世帯数、さっき1家族3.5人って言っていましたでしょうか。今どういう、どれぐらいになっておるか分かりませんが、いずれにしましても、独り暮らし世帯が少ないということは、大変喜ばしいことだなどある意味では思っております。

将来、産業振興の方向性というふうなお尋ねでありますけれども、やっぱりこれも前から私は言っておったんですけれども、農業は本町の基幹産業だということはそのとおりです。そういう中で、町全体の活性化、活力ということを考えてときに、農業も当然振興する。そして同時に、工業を誘致をする。そして、その相乗効果で活力を編み出していきたいと、そういうことを申し上げてきたつもりです。ですから、今後のこの産業の振興の方向、私は農工並進でいきたいと、こういうふうな考えで思っております。

○議長（中山 哲君） 10番天野秀実議員にお諮りいたします。ただいま一般質問続行中ですが、休憩後にお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。（「はい」の声あり）

それでは、休憩後にお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午後4時02分 休憩

午後4時08分 再開

○議長（中山 哲君） 休憩を閉じて会議を開きます。

休憩前に引き続き、一般質問を続けます。10番天野秀実議員。

○10番（天野秀実君） 改めて定義しておきたいと思いますが、企業誘致と産業振興は、私は分けて考えているんですよ。もちろん企業誘致も、これ、当然必要ですよ。企業誘致ね、当然これ必要なんです。ただ、企業誘致と産業振興というのは、また本質的に、私、別だと思っているんです。産業振興というのは、冒頭に述べたように、色麻町にあ

る生産物とか自然環境、人材、こういった地域の資源を活用して、挑戦を続ける事業主を支援していくと。そして、新たに継続、発展できるような産業構造をつくっていくと。これが産業振興だと。もっとざっくりというと、地場産業とは何かという視点で私は捉えているんですよ。ですから、企業誘致は企業誘致で、これ、非常に重要だと思います。

ただ、ここで、これまでの結果として捉えておかなければならないのは、どこの基礎的自治体でもそうなんですが、企業誘致をして、高速道路を誘致して、新幹線を誘致して、飛行場を誘致して、港を誘致して、ことごとく人口は実は減っているんですよ。日本全体も減っているからだけでも、要するに、企業誘致したから人口は増えるだろうという、その視点は私は持っていないんです、実は。

そこで、これまで色麻町の行ってきた産業振興について、数字として如実にこれは表れていると思われるものですから、何点かその指標を示しておきたいと思うんですが、全産業の売上げというのは、全国1,700団体の中で、大体ざっくりというと1,200番目に当たります。宮城県だと、35団体の中で29番目になっているようです。

そこで、農業産出総額、これは、この辺が特徴あるんですが、1,700の全国の団体の中で農業産出総額は210番くらいに位置しています。宮城県内では5番目です。そこで、この中身を見ていきます。これは、今までの先人の皆さんの努力がこの産業振興の結果として、数字として表れていると私は思います。

この歳出総額を分けていくと、耕種部門。耕種部門というのは種をまいて収入を得るやつなんです。全国でざっくりというと710番目、宮城県でだと14番目に位置しているようです。

そして、畜産、畜産全体でいうと全国で77位、宮城県で3番目に位置しています。これを畜産をもっと分けていきます。乳牛部門、乳牛は全国で274番目で、宮城県内では9番目の売上げを示しています。鶏産、鳥ですね、これは全国で12番目、宮城県では1番を示しています。そして、肉牛、肉牛は全国で411番目、宮城県内で14番目。この特筆されるのは、畜産全体で3番目。これは、これまで、かつて肉牛を行政が導入してきたという経過がございます。この成果がはっきりと産業の振興に現れたものだという結果が出ております。それから、当然鶏産というのは、これ、企業がしっかりとここに定着した結果だと思います。

それから、製造品出荷額、これが全国で931番目、宮城県で22番目。これも積水ハウスを中心とした企業誘致があったからこそ、こういう実績が今数字として表れているんだろうと思います。

さらに、小売販売、これは1,700団体の中で1,700番目くらい、宮城県内で一番下の順位に入っていくと。これは、当然、産業振興を考えたときには、行政として物をつくる、売る必要はないんですが、どこにどういう販売路を開拓していったらいいかという、しっかりとした道筋というか、そういったアドバイスがあれば、大いにこれ伸びていくところなんだろうと私は見えています。

そして、ざっくりというと、これだけ少ない労働人口の中で、特に第一次産業が非常

に健闘していると。こういう結果が数字に出ているんだろうと思います。これらを見たとき、私はもちろん企業誘致というのは、これは当然やっていただいてこれは結構ですし、ぜひ頑張っていたきたいと。しかし、産業振興ということを考えたときは、やはり地場産業のこれだけ全国で見ても、宮城県内で見ても力強い位置を持っている農業部門、これは大いに色麻町の戦略として、しっかりとした基本がここにあると私は思っているんですが、この辺についてもっと力を入れてもいいのではないかと。そして、具体的な提案も後からさせていただきますが、この辺について私はちょっと弱いのかなという思いを持っているんです、実は。全国に色麻町の名前を売っていくための戦略的な考え方は、ここに置くべきだ。私はこのように思っておりますが、このいまだに少ない人口の中で、これからこれを支える方々は一気に減っていきます。残念ながら。

そういった中で、今後、産業の振興、もっとざっくり言うと地場産業の振興に、どのようなその姿勢で臨まれていこうとしているのか。この辺について率直にお伺いできれば幸いですので、回答のほうをよろしくお願いします。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） これは、町のある意味では、生き残りをかける意味での大変大事な重要なポイントであるということについては、私もそういう意識はしております。

今、人口がどんどん減っていると。それでも、本町が過疎指定になっていないということは、ある意味ではその基準までは減っていないということにもつながっているんですけども、しかし、減っていることについては間違いございません。

本町の基幹産業が農業だということについては、今さら申し上げるまでもなくて、農業についてのそれぞれの力の入れ具合は、実際に農業を営む人からの相談を受けながらそれに対応すると、応えていくということやってきておるわけですが、今一番の課題というのは、この前も言ったつもりですけども、やっぱり後継者がいないということなんですね。これは農業だけじゃないんですよ。これは商業関係、いわゆる小売関係でもそうなんですけれども、後継者がいないということが、これは育たないって言ったほうがいいのかと思うんですけども、いないというよりも後継が育っていないと言ったほうがいいのかと思うんですけども、これが一番の課題だということになると思います。この課題を町としてじゃあどうにかなるのかと言われてますと、これはちょっと簡単なものではなくて、その家庭家庭の中での考え方が大分これはウエートを占めるわけですので、何とも言えないんですけども。ただ、基幹産業が農業だというときに、その農業を経営的にうまくやるにはどうするかということのそういう考えについては、町としては出せると。しかし、その後継者を育てるとということについては、なかなか町としては簡単なことではないというふうに思います。それは、地域の中であつたり、あるいはその家庭の中であつたり、まずその中で考えていただきたい部門だというふうに思います。

地場産業いろいろあると思いますが、それぞれ本町の地場産業の中で、今、浮き沈みはあると思いますが、それなりに全て頑張っていたいているものだというふうに捉えております。今般の例えば運送関係なんかについては、この油が高くなっている

ということについては、大変な苦勞をなされているということも事実だと思いますけれども、全般的には、どの部門についても厳しいながら頑張っておられるものだというふうな受け止め方をしております。

○議長（中山 哲君） 天野秀実議員。

○10番（天野秀実君） 農業だけでなく、後継者がいないというのは、人口減のときね、これ、どこでも同じことになるわけさね。企業でも、例えば地元の業者さん、土建業者さんでも、これ、なかなか人手不足だと。これは当然理解します。しかし、後継者がいないということが課題だということが分かっていたとするならば、何とかなるのではないかなと私は思うんですがね。

そこで、これ、農水省が発表したデータなんですけど、これ、極めて信頼できる筋から私が直接入手したんですが、下の産業振興課の山田課長からいただいたんです。これ、本当にすばらしい信頼できる方からいただいていますので、自信を持って出しますが、実は49歳以下の新規就農者数の推移というのがデータになっております。そこで、この10年くらい、10年くらいのそのデータが出ているんですが、これによると、年間2万人から2万3,000人くらい、その40歳以下ですね、40代以下の新規就農者がそのくらいいるようです。2万から2万3,000人くらい。だから、65歳ぐらいになって、定年退職した人がどっころしょ、やろうかという人もいると思うんです。そういう人もいるともっと多いんですが、問題はどうやって若い人たちを取り込むかということになるんですから、40代以下の人たちをこれから育てていこうという姿勢はここには表れています。

そこで、その中で、農業法人等に就職する人というのが、ざっくり言うと30から40%くらいいるんです。ところが、自分のところの農業を継ぐという人も40%から50%くらいいるんですが、特筆すべきは自分で起業して始めるという、丸裸でそこにやってくる人たちがいるんですよ。これが大体、ずっと計算してみますが12%以上、12.2%とか、そういうふうになるんですが、12%以上。要するに2万人の12%っていうと、2,000人ですね、そのくらいいると。

そこで、最初に私が、だだっ広い面積の中に少ない人口がいて、自然がいっぱいあって、しかも耕地面積が非常に多いと。これ、町を分析していくとね。それで、団塊の世代の人たちは、あと10年もしたら大体動けなくなって、リタイアしていくと。私も含めて、私以上の上の人たちがほとんどいなくなってしまったときには、大体社会も安定すると思いますが、それにしても、それにしてもですね、この新規就農者、しかも自分で起業して始めようとする方がこのくらいいるということは、当然、色麻町に参入してこられる方々も、その気になれば結構多いと思われるんですよ。その道筋をつくるのは、私たちのように現場でやっている人ではなくて、色麻町、行政、ここで産業振興を担ってそのビジョンをつくっておられる方々が、この人たちをどのようにすれば呼び込めるかという、そういう具体的な案をつくっていくと、こういったことが私は必要だと思っているんです。これ、勝手に思っているんですが。ただ、町長はじめ皆さんがそう思わ

なければ、これ、できないんですが、町長、ここに色麻町の産業振興の未来というか、勝機を見いだしても私はいいのではないかと思っております。

さらに、さらに言うならば、農業就業体験の参加者、これも最近、近年、農水省の発表によりますと、俄然増えております。例えばこの農業体験参加者というのは、多分農業に就農しなかった人なんだろうけれども、どういう理由で就農しなかったか分かんないけれども、平成21年403人だった人が、令和元年では736人と。これは、時代を映す鏡なんだろうと思うんですよ。回帰現象といいますか、生き方として、自然の豊かなところで、自己責任で伸び伸びとやってみたいと。そして、土地を持たない人が農業への憧れを持っている人が大分いると、これは取ることができるのではないかと思うんです。

そこで、どうでしょうか。こういったことについて、将来の我が町の地場産業を発展させるためにも、支えるためにもですね、ここに私はぜひ深掘りして検討していただいて、力を入れてもよろしいのではないかなと私思っているんです。その辺については、町長、いかがですか。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） そういうことも含めて、移住定住の関係で、今年、県に職員1人を派遣をするということにしております。必ずしも農業を望む人になるかどうか分かりませんが、移住定住の関係で職員1人を県のほうに出させます。できれば、今、天野議員が言ったように、農業関係に思いをはせる人が希望されれば、なお結構だというふうに思います。

○議長（中山 哲君） 天野秀実議員。

○10番（天野秀実君） まだ40分あるんですが、そろそろ後半に入りたいと思うんです。ここからちょっと、皆さんに憎まれ口をちょっとたたいてから終わろうかと思っておりますよ。ちょっと恨まれたほうがいいかなと思っておりますね。

そこで、これも指標を基に、まずお伝えしておきます。私は頑張っていたきたいという思いで、これ、やりますからね。

ちょっと古い資料を使います。2011年、このとき、色麻町の役場の職員の平均年齢が45.2歳、全国で149位。これ、すごく若いんですよ。活力があると私は見ているんです。そして、宮城県では何と2位。ただ、もう10年も過ぎていきますから、ちょっとね。今はそこから10年過ぎていきますから。

そこで、月額給料、宮城県で20位。扶養手当18位、扶養する人が結構いるということになりますね。地域手当17位、35市町村の中ですよ、17位。寒冷地手当4位、期末手当7位、勤勉手当15位、そして職員の年間人件費を見ると13位。皆さん、本当に恵まれていると自覚していただきたいんですよ。これだけ恵まれている自治体の職員というのも、珍しいんだろうと思います。

そこで、町長、これ、私のことも含めて言うんですが、自戒の念も込めてね。これ、私自身の足場も改善していかなければならないという、その自戒の念を込めて言うんですが、実は、ここで税収を上げましょうと、税収を上げなければならぬと頑張ってい

る人たちが、例えばだよ、色麻からみんな出て行ってほかの町村に住んだとしたら、町民の人たち、ちょっと眉唾物じゃないかとやっぱり思うわけさね。例えば、私が後継者育成と言って、うちに誰もいなかったら、言葉だけで眉唾だと、本気にやる気はあるのかと、そうなるわけさ。そこで、この辺は大変つらいかもしれないんだが、ぜひ、税収の確保と、それから人口を増やしていこうとか、そう言うんだったら、やっぱりあれなんだな、みんなでそういう、実際自らこうやってみせるという、その意欲というのを町民に示したほうがいいと思います。私もそこは努力します、自分のこととして。必ずそれはやってみたいと思っているんですよ。そういった一つ一つのことを自らやってみせると。そうしないと、自分の子供、色麻にいてもしょうがないから、どっかさ行って仕事やれなんてね。そして、誰もいなくなると、人口増政策なんて言ったって、これ、話になんないわけさ。これ、皆さんに憎まれるかもしれないけれども、でも、この議場にいる議員、また町長、副町長、それから執行部の職員の皆さん、町民に範を垂れるためにも、その辺はやはり自ら一踏ん張り、私はしたいなと思っているんですよ。

そしてそれから、最後に、これ、ちょっと一つだけ私言っておきたいのは、宮城県に、市町村の名前は言わないけれども、発電所のあるところがあるんです。ここは、財政的には物すごくいいのね。ところが、産業は何一つ育っていない。見てみると、皆さんお分かりのとおり。育っているのは建設業。だから、その役場に誰かが来ていると思うと、喉をゴロンゴロンゴロンゴロン鳴らしてね。役場にはいっぱいお金あるから、そのお金で建設業者は潤っているんだけど、産業は何も育っていない。

そればかりでなくて、将来のことを考えると、色麻町は先ほど町長が言ったように、まだいいんだね。15歳未満の人口がこれ、前の国勢調査の結果だけでも12.81%、ところが、女川は15歳未満の人口が8.75%。ああ、言ってしまった。某、某なの。

○議長（中山 哲君） 静粛に。

○10番（天野秀実君） それで、これ、何かって言うと、金もうけするところにはいいかもしれないけれども、業者がね。ところが、ここでは、地場産業がないということは、文化とか、例えば教育とか、ほかのね、潤った文化とか芸術とか、そういうものというのは、地場産業がないところには育たないわけさ。

私はこの色麻町というのは、小さな町で田舎の町で苦しいかもしれないんだけど、これだけ自然があって、人がゆったりと住んでいて、ここには5年後、10年後、豊かなほかの町に対抗できる十分な勝機がここにはあると。

そして、色麻町がかつて人口1万人を超えていたことが町長あったんですよ。これ、なぜ1万人以上いたか御存じですよ、理由が。

○議長（中山 哲君） 天野秀実議員。

○10番（天野秀実君） これは実は、町外から色麻町に移住してきたからなんです。昭和23年、ここで一気に増えたの。要するに、できるだけ人口が減らないようにとか、できるだけ町外に出ないように企業を云々という発想ではなくて、もう一步進めて、町外にいる若者を色麻町に呼び込むと。その呼び込むための手続というか、段取りというか、

方法、これを具体的に詰めて現実のものにしていただきたいと思います。そうすると、色麻町は、さらに第一次産業中心として、その第一次産業が加工されていくとすれば第二次産業が発展しますから、第三次産業も発展すると。

かつてのステーキハウスは、地場産業にある例えばお米とか、タンポポコーヒーだとか、例えば牛肉とか、これを提供して、地元の食材を提供して、そして町外に名をはせていったことがあります。単にどっかからステーキハウスを誘致したのではなくて、地元の強みを利用して、外に打って出たと。

もう一踏ん張り、町長を含め職員の皆さんにはしていただいて、さらに、私がちょっと苦言を呈しましたが、これは私のこととも捉えながら、さらに町民の皆さんに説得力のある姿勢を示していただきたいと思います、このように思っております。最後にその辺についてお伺いして、終わりたいと思います。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 考え方そのものについては、これは同感なところでありますけれども、問題はこの若者を呼び込むというのは、これ、どこの町でもそういう考えで今やっているわけですね。そのときに、我が町がこの群を抜いて魅力を持たせるというのに、どうするかということになるんだろうと思います。単に広い面積の土地がありますよとか、自然はこうですよというだけではどうかなという思いもございます。

ただ、そのことについては、やはり努力はしなくちゃなりません。何かの形で具体的な考えを持ちながら、努力はしていきたいと思っております。さっき申し上げたように、移住定住の関係に県に職員を派遣して取っかかりをつくるということも一つの方法ですし、いずれにしても、今天野議員からの指摘あるいはお願いというんではないんでしょうけれども、そういうことについては私も同じ考えで、これからさらに努力をしたいというふうに思います。（「終わります」の声あり）

○議長（中山 哲君） 以上で、10番天野秀実議員の一般質問が終わりました。

これをもって一般質問を終了いたします。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会いたします。

大変御苦労さまでした。

午後 4 時 4 0 分 散会